

午前 10時30分開会

○桜井委員長 それでは、ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届でございますが、ゼロカーボン推進技監が公務出張のため欠席でございます。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。この日程どおり進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。なお、議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、藤本副区長にご出席を頂いております。藤本副区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、日程の議案審査に入りたいと思います。

議案第45号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結について、執行機関の説明を求めます。

○村田道路公園課長 本件についてご報告いたします。

まず、項番1、協定概要でございます。電線類地中化事業は、電線や電柱をなくすことにより、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、都市災害の防止など、多様な効果が期待できる事業です。一方で、千代田区道の地中化率は3割程度にとどまっており、スピードアップ化が求められているところでございます。このため区では、一部の事業を東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都道路整備保全公社と連携し、事業の効率的な推進を図っております。多数の企業間調整や施工の見直しに係る作業など長期間にわたる業務を当公社に担っていただき、その分、区はまちづくりに係る視点での全体での進行管理をしつつ、地域の方々との調整等に注力することで、スムーズな業務の遂行が図られます。また、ノウハウの共有による区職員の技術力向上も図っております。多町大通りほか7路線は、このスキームにより事業を進める路線として位置づけ、これまで電線共同溝本体の整備等を実施してまいりました。今回は、事業の仕上げとなる道路整備工事を委託するものであり、協定金額は2億5,000万円余、期間は今年度と来年度の2か年となります。

次に、項番2、整備概要でございます。多町大通りほか7路線において進めてきた電線類地中化工事の仕上げとして、舗装や植栽工事などを行い、きれいなまちなみを形成してまいります。具体的なデザインについては、隣接する中央区の日銀通りとの連続性を踏まえ、沿道協議会で意見を重ね、ボラードの色味、形状や樹種などに反映しております。

最後に、項番3、スケジュールでございます。本工事は、今年度から来年度にかけて実施してまいります。なお、業務を委託する公益財団法人東京都道路整備保全公社は、平成18年度以降、市町村の電線類地中化業務の支援実績を数多く有しており、十分な技術力を備え、適正かつ適切に業務を遂行できることを確認しております。現場での設計・工事等の発注や監督業務については同公社へ委託しますが、区といたしましても、綿密な進捗

確認や関係書類、各種手続などの厳正なチェックにより、品質の確保及び適正な事務執行に努めるとともに、住民説明や交通管理者との協議などについても事業主体としての責任を持って取り組んでおります。

なお、本路線の事業は、平成26年度に協議会が発足して以来、約16年の期間と約10億円の費用を要し、完了する見込みでございます。電線類地中化事業につきましては、本路線に限らず、多くの区道において既設の埋設管がふくそうしていることに加え、道が狭小のため通行機能を確認しながら施工を行う必要があることから、一定の工夫と調整を要します。このため、事業期間が長期にわたる場合が多いことにつきまして、ご理解を賜りますようお願いいたします。

ご報告は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○桜井委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。委員の皆さんからご質疑ありましたら挙手をお願いします。

○小林委員 追加資料、資料を出していただきまして、ありがとうございました。本事業が平成26年度から令和9年度までの約16年間、先ほど説明がありましたが、総事業費約10億2,000万円を見込む大規模な事業であるということで何点か確認をしていきたいんですけど、まず初めに、本事業の東京都道路整備保全公社に委託するということなんですけど、資料では、区も住民説明会や地先の調整、交通管理者との協議や設計・工事の進捗管理など重要な役割は担っております。それで、委託して区が関与がなくなるということではいけないので、この区が事業主体として責任を持って進めることがこの事業にとっては重要である、特に道路ですから。区が工事の品質や工程管理、それから住民対応については、区としてどのような体制を取っていくのか、お示しいただけますか。

○村田道路公園課長 道路整備保全公社と区は常に連携を図っておりまして、設計の状況、工事の状況、そこで出た課題、あるいは施工中、設計中に出た住民等からのご意見、こういったものは常に連絡を頂き、区がそこについては責任を持って対応するという体制を取ってございます。

○小林委員 この公社に、この公社自体がいろいろこういう道路工事に対して、地中化もそうでしょうけど、非常にたけているというところがあるんでしょうけど、本来は委託しなくて、区が管理して発注してそのまんまやることもできますよね。一番の違いって何ですか。公社に委託することとしないことの一番の違い。今、体制は立っている、役所としてしっかり取ると言ったわけでしょう。だったら、区が全部やりゃいいじゃないかという話になっちゃうんですけど、そうじゃなくて、ここにある一番の違いって、何ですか。

○村田道路公園課長 この電線類地中化事業というのは、多くの関係企業等との調整と、非常に長期間にわたる煩雑な業務が含まれてございます。そういった業務をこの道路整備保全公社に担っていただきつつ、我々としては、そういった住民とのやり取りだったり、そういったところをしっかりと責任を持って行うことで、お互いが業務を分担するというやり方が業務の効率的な推進につながっていくと。さらに、道路公園課としては、ほかの業務も並行して行っておりますので、そういったほうにも注力ができるというメリットがございます。

○小林委員 役割分担をうまくして、区はなるべく住民とか、そういう、ある意味でハードじゃなく、ソフトの部分の対応をしっかりやっていきたいと。そっちのほうは区として

はうまくこの業務が運ぶということと解釈していいですよ。

じゃ、次に行きます。16年かかりますけど、10億円超える事業。で、この事業が防災の向上とか景観の改善、歩行者空間の充実とかを成果としていますよね。区としての、これができたときの目標というか、これが終わると、もう区はこれが目標達成したというのは何ですか。

○村田道路公園課長 本事業によって大きく変わるところとしては、電線、電柱がまちなかからなくなるというところがございます。これがなくなることによって、例えば地震や災害が起きたときに電柱が倒壊をしてしまう。倒壊をすると緊急車両がその道路で走行できなくなってしまい、救助が困難となってしまう等の可能性が出てくるというところを、そういうリスクを解消するというのが、その防災面での大きな効果というところがございます。また、その電線・電柱がなくなることによって、よりすっきりとした景観が確保できるということ。あとは、例えばベビーカーだとか車椅子の方、こういったものが通行する上で障害となるものを取り除くことができる、こういったところに大きなメリットがある事業というふうに考えてございます。

○小林委員 のようにやって目的を達成してほしいわけです。じゃあ、その事業完了した後、今言われたこと、要するに、ただ、防災面というのは事故になってみないと分からない、審査してみないと分からないんですけど、景観がよくなりますよね。それからフラットになって歩行者通行よくなりますね。そうなんですけど、その効果検証、この無電柱化に、これが終わった後の効果検証というのはどういうふうにしていくんですか。何をもって、これがよかった、要するに造りました、こう、いいものを造った、で、その効果を検証していかないといけないと思うんですけど、その効果の検証はどうやってやるんですか。

○村田道路公園課長 はい、そうですね、改めて事業が終わった後に地域の方々からご意見を伺うということも今後考えていきたいというふうに思います。

○小林委員 もちろん意見を伺わなくちゃいけないけど、区として何かね、こういう10億もかけた事業が終わったときに、初めに目指したものが防災、それはできるでしょう。いろいろできるけど、何をもってして、これがうまくいったのかという評価基準を持ってねということです。それは全部さ、アンケートを取るというだけじゃないでしょう。区の中でもあるし、その辺は持ってくださいというお願いです。

で、次、そのところは答えてもらいますけど、次、景観について少しお伺いしたいんですが、中央区の日銀通りと連続性を考慮して進めなくちゃいけないことなんですけど、このボードやオカメザクラを採用したという説明がありましたけど、地域の景観との調和を図ることが重要なんですが、沿道協議会では、このデザインについて、どのような議論があったのか、オカメザクラにしてもボードにしても、どういう議論があったのか少し紹介していただけないですか。

○村田道路公園課長 まず、効果検証について、ご意見ありがとうございます。そちらについては先進的に整備をしている東京都等の実績も踏まえて、区としての効果検証の在り方ということも考えてまいりたいというふうに思います。

あと、オカメザクラ、ボードというところの検討につきましては、過去、この沿道の地域住民にも参加いただいた協議会という場で議論をしているというところがございます。

先ほどちょっとご説明もさせていただきましたが、区をまたいで景観が変わってしまうのはいかなるものかというところは従前より委員の皆様からもご意見として頂いていたところではありますが、そういった視点もこの協議会の中を含めさせていただいて、その上で沿道の住民の方々の意見を尊重させていただくというスタイルで話を進めさせていただいた結果、このボラードのデザイン、オカメザクラという樹種の選定というところに至ったという次第でございます。

○小林委員 僕が言ったのは、協議会でどういう意見が出て、オカメザクラになったり、要するにボラードを配置していくようになったのか、そのことを教えてくださいと言ったんで、協議会にかけたからうまくいきましたみたいな話じゃないです。そこでどういう議論があってオカメザクラになったのか。その後、また質問しますので聞いています。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 この神田駅北口周辺道路整備推進協議会につきましては、当課が事務局を行っておりますので私のほうから経緯等をご説明させていただければと思います。本協議会につきましては、平成26年に協議会設立しておりますが、当初、JR神田駅の部分で東北縦貫線の関連工事が行われておりました。その中で神田駅の西側側道、区道について、JRとして電線類の地中化を行っていった美装化を図っていくということでJRさんが貢献をされた。一方で、北口周辺について、相当数、JRの側道については一定程度きれいにJRさんがしていくという中で、ここも地域のほうで環境改善をしていこうという中で、区として意見交換を何回か重ねていただいて、その結果、26年から協議会という形で組成して議論をしてまいりました。当然、その地中化をしていくについては、電柱の上にある変圧器だとかを地中に埋め込まなきゃいけないということになりますので、ある程度そういったものを受けられる道路ということでやると、やはり多町大通りがこの周辺の受け入れられる道路ということで、多町大通りを中心にしながら北口周辺の7路線を地中化にしていこうという形で至っております。過去、そういった形で第1回から議論しておりますが、実際に、その街路樹の選定については、当然、その日銀通りからの流れという部分は考慮もしつつも、やはり自分たちの地域の中で通りに見ていくという中では、自分たちで選定もしていきたいという中で、令和2年の開催した協議会及び昨年度開いた、令和7年の7月に開いておりますけど、7回目、ごめんなさい、8回目の協議会を開いておりますけども、そちらで樹種については最終的に決定しております。

○桜井委員長 ほかにその候補というのがある中で、このオカメザクラ……

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 区のほうからは幾つかご提案をさせていただいております。一方で、協議会のメンバーの方からも、ある程度、常緑樹にするのか、花が咲いている形がいいのかとか、その辺は幾つか候補を絞り切った形で最終的に昨年の7月の第8回の協議会で決定されたというふうな形でございます。

○小林委員 これはもちろん決定した格好で出てきているんで。オカメザクラがよかったという理由は何ですかということを知っているんですね。要するに連続性もあるわけでしょう、街路樹だから。先ほど言ったように、これ、中央区の日銀通りへの連続性もあるし、千代田区だけじゃできないじゃないですか。樹種をここだけやっちゃって、向こうが全然違うという、区民は千代田区の予算でやるけれども、歩いたり、通行したりと、区民だって歩いていけば変わっちゃうわけだから、その連続性というのが大切でしょ。そのときに……

○桜井委員長 さっきの報告では連続性ということではなくて、千代田区は千代田区の独自性を重んじようということでこれになったって、そういうことを言っている。

○小林委員 ええ、だから、それはそう。

○桜井委員長 連続性じゃない。

○小林委員 いや、違う。だから、先ほど僕が言っているのは、そうはいっても連続性があるでしょ。ここだけ千代田区、いいというのは、ここで決めるのは、それは千代田区の予算だからいいんだけど、歩く、通過したり、外来者でも何でもそうなんだけど、ずっとやっていくときに変わっていく。これ区が変わった、ここから区が変わったということがいいことなの。だから、その辺の、要するに何でこんなのを、なったのか、独自性は結構なんだけど、こういう、要するにそうだけど、ここで絶対これにしたいというからなっているんでしょ、これに、いろいろな種類を出して、区も提案した。これ、やっちゃった後からがたがた言われるの嫌なので、今、ここでちゃんと話をしておきたいだけで、お願いします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 冒頭にも先ほど言いましたが、日銀通りの連続性というところは意識もしつつ、ただ一方で、神田駅のJR高架が道の景観を、一旦場面を変えてくるという中で、日銀通りとして、道の路面は続いていますけども、風景的には一段そこで変化があるという中で、やはりこの短い、短スパンではありますけども、駅前の顔をつくっていききたいというご意向の中でオカメザクラが地元としては選定していききたいということで結果として至っているというところでございます。

○小林委員 はい、分かりました。

○桜井委員長 ちょ、ちょ、ちょっと待ってください。今のところはいいですか。連続性ということも言われていたけど。

○小林委員 はい、いいです。

○桜井委員長 見解としては、そういう千代田区の独自の考え方で、このオカメザクラに決まったというところはいいわけね。

○小林委員 いいです、そこは。

○桜井委員長 じゃあ、小林委員。

○小林委員 ただ、そういう視点はありますよというのは指摘しているわけで。

○桜井委員長 はい、それはいいです。小林委員。

○小林委員 それでね、じゃあ、その今のオカメザクラというのは、どういう性質かまだ全然分かんのですが、その、この樹木の維持管理もどういうふうにやっていくのかって聞きたいんだけど、今、一番大きいのは、この夏場の日陰とか遮熱性対策というのは非常に街路樹に求められつつありますよね、酷暑日が続く。そういうことも、このときって、いつ決まっちゃったのか分かんないんだけど、酷暑になって、この夏が大変暑くなって日陰が欲しいというときに、前、いろいろ議論したから、これに決まっちゃったって言って、街路樹をどこに、何を付けるときだよ、その中でそういうことも遮熱性対策とか夏の日陰とかね、そういう検討、今だからこそ酷暑が想定されるんで、そういうことを想定して選んでいるんですか。選ばれた。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 その枝張りだとか樹木の高さだとか、いろんな一定程度、地元の意向としては、花の咲く、桜の花が咲くものもいいという。その中で桜とい

うのも幾つか種類がございます。樹高の違いもございます。そういった中で、そういった枝張りがよくなるような、広がるようなものというよりも、一定程度、そんなに樹高が高くない程度で、また、四つぐらいのヨウコウザクラとか、様々、ちょっと桜の種別もお示した中で、座長のほうからオカメザクラで決定していきたいということで諮られたというふうに、結果となっております。

○桜井委員長 うん、はい。

○小林委員 はい、じゃあ。そこは分かったんですよ。

○桜井委員長 ちょっと、はい、いいですよ。

はい、小林委員。

○小林委員 そこは分かっているんです。そうじゃなくて、こういう酷暑とか遮熱性のもの、要するに対策が望まれているときに、そういう議論が入っていたんですか。そういう議論しないで決まっちゃったんですか。要するに、これみんな、景観を気にして桜って言うんですよ、桜欲しい、桜欲しい。でも、それは今までの時代がそうだったと思うんだけど、この本当に、ここ何年か酷暑が続く中で、要するに、もう4月から暑くなっちゃう、4月から、5月からもうすごく暑くなっちゃう日本になっちゃっているから、そういうのに合った樹木なのか、そういう議論が、今後のことも含めてなんですよ。あと、全部出てきますから、全部そこでも確認しますが、そういうところを協議していかなきゃいけないと私は考えているんで、そのところが、抜けていたら抜けていたでいいんですよ。これから、もう決まっちゃったものは直せないんで。抜けていたら抜けていたでいいんだけど、今後はやっぱりそういう街路樹みたく、ずっと、一年、二年じゃなくて、何十年、こう置いておくものについて、気候が変わっちゃった今の日本に合っている樹木なのかどうか。きれいだけじゃ駄目だということなんですよ。そのところを考慮して、今後、役所としてもそういう視点を持っていってくれないと、皆さんのいいや、決めちゃったというふうに、今までの役所もしなかったでしょ。いや、そうは皆さんおっしゃいますけど、こういうリスクがあるんで、この辺も考えてくださいって、出してくださいということなんだ。出しましたか、出していなかったら出していないで仕方ないんです、気候も変わったのは今なので。だけど、そういう今後のことを考えると、一年、二年で終わる事業じゃない。10年、10億かけて、またずっと街路樹なんて維持していかなきゃいけない中で、そういうこともやっていかなきゃいけなかったんで、その点というのはどうだったんですかって聞いているんです。

○村田道路公園課長 確かにこの通りの協議会のときには日陰をつくるということを重視した検討はなされていませんでした。ただ、やはり近年の夏の暑さというところは現在、今日においては非常に大きな課題の一つというふうに捉えておりますので、今後の街路樹の検討については、そのような視点も持ちながら、ぜひ検討していきたいと思います。

また、メンテナンスのほうにおきましても、その木陰が一定の暑さ対策になるという考えの下に、時期の選定等も工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 まあ、16年って長いからね。長いから、そういう中ではいろんな意見があったんでしょう。ちょっと、ほかの方からもご質疑がありましたら頂きます。

○入山副委員長 先ほど来、小林委員よりいろんなご質問があったと思うんですけど、まず、この16年間という長さというものもある中で、二つの町会にわたる道路整備だと思

うんですけども、水たまりがまだあると。それは早期にもう工事が始まるということなので、それはもう大丈夫かなと思うんですけども、この細かいほうの600号、587号とか、こちら辺の細かいところの事業所について、どのようなご意見があったのかというのを聞かせていただけますか。飲食店とか事業所とか。

○村田道路公園課長 やはり工事に入る際には、営業のご迷惑になってはいけないというところは我々としても認識しておりましたところですので、具体的なそのお店の前で施工する際には調整をさせていただいた上で、次期施工の方法等を検討させていただいたというところでございます。

○入山副委員長 これから道路整備が始まると思うんですけども、電線地中化ということも含めてやられると思うんですけど、何か、お話を聞いたところだと、地中化できていないところもあるという話も聞いたんですけども、それについてはこの先、今後、検討される用意はあるのでしょうか。

○村田道路公園課長 この辺のエリアというのは非常に古くからにぎわいを生んでいる地区ということは認識しつつも、今後もまちなみが変わっていくということも想定されますので、そういった時代の変化等も踏まえながら、電柱が抜けるというタイミングをしっかりと我々も今後にもらんでいながら、タイミングを図っていきたいというふうに考えてございます。

○入山副委員長 地中化されていないところが多分あったと思うんですけど、そこは、じゃあ、検討されていくということによろしい、すみません、確認で、ごめんなさい。

（「エリアの中のことを言っているのか、エリア外のことを言っているのか」と呼ぶ者あり）エリアの中。（「エリアの中って、順番、そうでしたっけ」と呼ぶ者あり）

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

じゃあ、答弁からお願いします。道路公園課長。

○村田道路公園課長 現在、地権者とも調整を進めておりますので、抜柱に向けて今後も検討していきたいというふうに考えてございます。

○入山副委員長 ここの地域はいろんなお店が多いですし、大分美観的にも少し汚れているような場所もあるので、早めな、早期な整備をしていただきたいと思っておりますので、まちの人のそういう意見もあると思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長 はい。本事業の目的でもある景観の形成というところも、地域の方々、非常に期待を頂いているというふうに我々は認識しておりますので、早期完了を目指して一日でも早く完了できるよう、工夫をしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○岩田委員 先ほど小林委員のほうから暑さのことちょっと考えろというようなお話がありました。もしも地元の方から、もしかしたら緑陰を期待してこれにしようと思った方もいるかもしれない。で、分かんないですよ、分かんないですよ、分かんないけど、何だ、

木を、というのは木が立つ、木が植えられるからという意味でね。でも、木が植えられた割には全然日陰できないじゃないのって、暑いなって、じゃあ、また御茶ノ水の駅前みたいな傘のお化けみたいなのを造るような、そういう検討をするのかなと。（「日よけ」と呼ぶ者あり）日よけ。うん、みたいなね。そう、そういうのを造るのかなというのがまず1点。

それでもう一点は、やっぱり桜だから花が散るわけじゃないですか。その散る量というのも、例えばソメイヨシノとかに比べて多いのか少ないのか分からないですけども、その散った後、地元の方が、何だ、掃除しなきゃなんないよって、何か汚いとか、面倒くさいなって、やっぱり別のがよかったなって、じゃあ、また切っちゃえになるのかどうか、そういうのというのはどういうふうに考えているんでしょう。

○村田道路公園課長 まず、今回の整備において、どれぐらいの日陰ができるのかというところは我々もしっかり検証して、どれだけ暑さ対策に寄与しているのかというところもしっかり見ていきたいというふうに思います。

あと、実際植えてみたら思ったものと違ったというご意見をお持ちの方も、もしかしたらいらっしゃるかも分からないですけども、しっかり、やはり地域の皆様のご意見を今後も伺っていくということは大事なかなというふうに思っておりますので、すぐに切るという判断はいたしませんというところでございます。

○岩田委員 それでは、その日陰の話で、もしも、これじゃいかんかと、陰できない、じゃあ、日よけをつくるみたいなような検討をするのか、どうなのか、今後。この木だけじゃ全然日よけにならない。じゃあ、日よけをつくろうみたいな、そういうような考えはあるのかどうか。

○村田道路公園課長 今すぐそのような考えを持っているわけではございません。先ほど申し上げたように、今回の整備を終えて、どれだけ日陰ができるか、その辺もしっかり見定めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 今回の議案のタイトルのところにも書いてございますけど、（発言する者あり）そう、地中化ね。（発言する者あり）分かっている——ということでございますので、それに沿った形で質疑のほうをよろしくお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

じゃあ、小林委員、まとめてください。

○小林委員 はい。ちょっとずれていっちゃったんで戻しますけど、樹木の選択はメインじゃないみたいなことを言っているけど、これも大切なところで、まちのにぎわいとか景観の中で入っているんで、地中化自体は工事が地中化なんで、バリアフリーにするというのは。それは一つやらないとそのほかのことができないんでやっているんで、その辺は地中化ありきでスタートしているけれども、その後のことがすごく大切なんで、防災も含めてね。それは…、で、そこ出てきた今、樹木の話というのは、要するに時代がどんどん動いちゃったから、その選択したときに想定していない事態に今なっているから、だから対応してねというのと、今後選んでいくときには、そういう今の時代、計画するときって結構前じゃないですか。でも、スタートするときは後じゃないですか、決まってくるのは。そのときに時代が動いちゃって、こういう酷暑になっちゃったりする事実が現れたときに合わせていくのが、やっぱりこの計画の変更で、よくしていくということはちゃんと

認識してくださいねというのは今までの質問の趣旨です。そこはご理解いただきたい。何の樹木にしろ、駄目だったら変えろとか、そういうことじゃなくて、それが必要かもしれないけど、そういうのを配慮して今後進めていってくださいねというのが一つです。

それからもう一つ、今までこの地域というのは非常に苦労されてやってきて、これ時間もかかっているわけです、これ協議会をつくってから。先ほど協議会の話、東北縦貫線の話がありましたんですけど、ここというのは本当に難しい地域で、いろいろ課題を越えながら、やっと電線の地中化に入って実現するという運びになったんで、それのご苦労は、地域もご苦労いただいたし、行政機関も一生懸命対応されてきたというのは、これは評価しますし、感謝をしています。ただ一つ、この無電柱化事業って、すごく費用がかかることと時間がかかることなんですよね。だから、やってくれといってもできないんですよ。ここがうまくいったから、じゃあ、こっちも続けてやってくれ、こっちも続けてやってくれといっても、予算上の問題や地域の問題でなかなかできないのがあるんで、この地域を、私としては、これ、今まで、ここまで練ってきたんで、今までは再開発をやっているところを無電柱化したりするのは、これはもう千代田区だけがやるだけじゃなくて、まちだけがやるだけじゃなくて、要するに再開発の中でまちをつくり替えながらやっていこうという優位性があるでしょ。でも、ここって、そういう優位性はないんですよ。だから、このモデルを、モデル、この無電柱化の事業というのは、必ず成功させて、これをモデルケースとしてほかの地域、例えば大神宮通りもやりましたけど、大神宮通りのやったことをこっちでも反映している部分もたくさんあるでしょう。だけど、あえてこういう難しいところ、長い時間かかって難しいところ、どこも時間がかかるんだけど、特にここって象徴する、神田のやっぱり、ある意味ではすごく雑多なところ、そこをきれいに整理していくというのは、十分モデルケースになり得るんですよ、今後やるときの。だから、そのモデルケースとして、できる、最後に仕上げるように進めてほしいと思うんです。その辺のご見解をお願いしたい。

○村田道路公園課長 まず1点目につきまして、時代の変化というところは時々刻々と進んでいくものと認識しております。我々もその変化に機敏に反応いたしまして柔軟な対応を図っていくということは重要だと認識しておりますので、そういった認識の下で今後も道路整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて、2点目、モデルケースとしてというところですが、今回おっしゃられている多町大通りというところは、狭い細街路についても一緒に整備をしたというところが一つ大きな成果かなというふうに考えてございます。こういったところ、特に細い道路というところは非常に整備が難しいという、で、区道は非常に細い道路が多いという現状もございまして、そういったところで、じゃあ、今後、どう取り組んでいけばうまく進めることができるか、今回の多町大通りのノウハウを生かして、整備を加速化していきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。

質疑を終了してよろしいですか。ほかにありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 省略、はい。じゃあ、省略とさせていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席は全員でございます。

議案第45号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 賛成は、富山委員、小野委員、岩田委員、大坂委員、小林委員、入山委員、賛成全員でございます。よって、議案第45号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、議案第45号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

藤本副区長の退席のため、暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。

執行機関からの説明を受ける前に、報告事項（1）から（3）ですが、その案件に関する契約についての議案が企画総務委員会に付託されております。そのため、当委員会の調査事項の範囲内での質疑をお願いします。

それでは、1、三崎橋補修等工事について、執行機関からの説明を受けます。

○村田道路公園課長 三崎橋補修等工事についてご報告いたします。環境まちづくり部資料2をご覧ください。

まず、項番1、工事概要でございます。本工事は、日本橋川に架かる三崎橋の補修等を行うものであり、工事期間は令和10年7月までを予定しております。

次に、項番2、施工概要でございます。本工事では、PCBを含有する塗料が使用された桁部の塗装を除去して新たに塗り替えるとともに、老朽化した各種部材の補修及び交換を行います。国土交通省は、橋梁などのインフラについて、損傷が深刻化する前の段階で必要な対策を講じる予防保全型の維持管理により長寿命化を図る方針を示しており、本区の橋梁長寿命化修繕計画にもその考え方を反映しております。令和2年度及び7年度に実施した橋梁点検の結果、三崎橋の車道部は橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態であるため、今回の工事を実施することで、今後も長期間にわたり安全に供用していくことが可能であると判断しており、架け替えの必要はないものと考えております。

最後に、項番3、スケジュールでございます。本工事は、橋面下の作業について、河川管理者との協議により、比較的降水量の少ない非出水期に限定されており、令和10年7月までの3か年度にわたる工程としております。工事期間中、安全な交通環境の確保に加え、大雨等による水位上昇の可能性も十分配慮しながら、施工業者や関係機関と綿密に調整を行い、安全かつ円滑な工事の実施に努めてまいります。

ご報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。説明が終わりました。委員からの質疑を

受けます。

○岩田委員 今、一部ではナフサが足らなくなっているようなことで、ナフサ由来のことで塗装業者さんとか結構大変な思いをされているようなんですけど、大丈夫なんですかね、部材とか、そういうものの調達とか、我々が心配することじゃないんですけども、それで足りないからといって、また工事が延びちゃうのかなとか、そういう心配もあるんで、どうなのか、ちょっと分かる範囲で。

○村田道路公園課長 確かに塗料というところは石油由来の材料というところで、昨今の情勢の影響を受けているものという認識をしております。ただ、今回のこの工事につきましては、そういった情勢になってから、実際、業者さんができるかできないかの判断をして落札をしていただいたというスケジュール感でございますので、十分その調達できる見込みがあるという判断の下で受注いただいたものというふうに受け止めてございます。

○岩田委員 その業者さんの判断で大丈夫だって言って、その契約に至るということで、じゃあ、もしも、その、もしもって言い方は変ですけど。

○桜井委員長 岩田委員、契約に関することは、ここは、ね。

○岩田委員 あ、そうですね。そうですね、すみません、失礼しました。

○桜井委員長 工事の内容だとか、そういうことについての質問に変えていただいて。

○岩田委員 ええ。工事の内容について、そうですね、あ、あっ、そうですね、すみません、うちじゃなかったです。ごめんなさい。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。いいですか。

○小林委員 それでは、追加資料をありがとうございました。これ、三崎橋自体は令和7年度の橋梁健全度調査、Ⅱ、予防保全段階と判断、判定されて、橋の機能に重大な支障はないと、計画的な修繕の長期化を図る方針だということです。架け替えではなくて、補修による機能回復と長寿命化を進めるという区の考えは理解しました。そこで、長期間にわたり供用していくと言っているんですけど、この長期間とは具体的に何年なの、何年ぐらいを想定しているのか、お答えいただきたいのと、今回の補修により、橋梁の耐用年数、橋梁のね、耐用年数や供用期間はどの程度延びると見込んでいるのか、お答えいただけますか。

○村田道路公園課長 まず、供用年数というところですが、部材を適切に維持・交換をしていくことで恒久的に使用できるものというふうに考えてございます。都内には、もう既に架けてから100年以上経過しているというような橋梁もございまして、やはり長く使っていくためには、いかに重大な損傷が起きる前にメンテナンスをしていくかという視点が非常に重要だと思っておりますので、今後もそのような視点を持って、しっかり点検を行って適切な処置を図っていききたいというふうに考えてございます。

部材についてなんですけども、前回、この車道については、平成26年に一度補修をした実績がございます。そこから約、今回10年強たっているということなので、10年か15年程度に1回補修をしていくという形になっていくのかなというところでございます。

○小林委員 管理運営についてはそのようにしていただければいいんですけど、私の聞きたいのは、架け替えをしなかったわけでしょ、で、長寿命化にしたわけでしょ。だったら、架け替えしたら何年もって、架け替えしないで、この長寿命化の長期間もつというのは、

じゃあ、何年想定しているのかという、そのところの比較でやらなかったら、じゃあ、架け替え、要するに変わらないんであれば架け替えはしなくてずっといいことになっちゃうし、要するに架け替えをしないで、今回はしなかったわけでしょ。長寿命化を図る改修をしたわけですね。それで改修をしたら何年延びるのか。それは何年でも延びますという話じゃ答えにならない。100年でも200年でも300年でも補修すれば延びますって、そういうんじゃ、予算審議にならないので、やっぱり具体的に区としての想定、事業者もあるわけで、橋梁の専門家もいるわけなんで、この架け替えた場合は普通、常識で何年です。でも、この場合、長寿命化にしたら何年です、でも、この長寿命化のほうでこれぐらいの年数使えるようになるんで、今回は架け替えしないでこれをやりましたというご答弁いただかないと、変えた理由が、変えなかった理由が分からないじゃないですか。

それと、続けて言えば、じゃあ、その橋梁の耐用年数は、架け替えたら何年になるけど、今回、架け替えないわけだから、改修した場合は、その耐用年数はどれぐらい延びるんですかというふうに聞いているんで、具体的な数字を聞いています。管理運営をしっかりとっていただいているのは理解していますから、そっちのほうの答えは今回求めていますので、求めた答えに対して答弁を頂きたい。

○村田道路公園課長 ちょっと具体的に架け替えるとどれぐらいの費用と期間がかかるかというところの算出まではできておりません、が、架け替えを行いますと、ごめんなさい、その国土交通省のほうでも架け替えの前に、まずは現状の傷が浅いうちに補修を繰り返していくというほうがメリットが大きいという考えの下で、そういった方針を示しているというものと認識しておりますので、今回のようにその維持管理を続けていくというほうが費用面もしくは周辺住民の方々への影響も踏まえてメリットが大きいのかなというふうに認識しているというところでございます。

何年もつかというところなんですけれども、これも交通量だったり、あとは河川の状況、例えば、あとは気候の変動だとか、そういったものに影響してまいりますので、その具体的に何年というところを、今、申し訳ございませんが、申し上げることはできませんが、その5年に1回の定期点検を行う中で、しっかりその辺の状況を、損傷状況というところをしっかりと確認をしていきたいというふうに考えております。実績としては、15年ほど前に一度補修をしたというところでございます。

○桜井委員長 うん。ちょっと待ってください。橋を取り替えなくて、質問者が言っているけど、取り替えなくて現状の橋を塗り直すとか手を入れることによって、それで維持をしていくということに、判断をしたわけでしょ。その理由というのは、十分に塗装をするということで、その橋を維持していくことができるということの判断をしたからそういうふうにしたわけだね。できなかったら取り替えなくちゃいけないわけだから。過去の事例としては100年ぐらいもつものがあったとか、さっきお話しになっていたけど、いろんなそういうような事例だとか、15年に1回塗装を塗り替えていけば、状況によってはどうなってくるか分からないけども、何年ぐらいはもつものなんだとか、そこら辺のもう少し具体的に、今回、この橋を修復をしたということの裏づけになるようなものというのはいないんですか、そこら辺のところは。当然、橋を架け替えのほうが、新しいのにしたほうが、それは丈夫だろうし、高くつくわけでしょ。だけど、今回は、その高い架け替えをしないで、手を加えることで済むんだという判断をしたわけでしょ、役所は。だから、そ

れは何を根拠にしていることなんですかということは何回も質問者は聞いているわけだから、そののところが答えてあげないと、これでいいんだという話にならないということだね。

○小林委員 そう、続いちゃう、質問。

○桜井委員長 うん。今、休憩しているんだっけ。していない、ごめんなさい。

ちょっと休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 28 分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

では、答弁からお願いします。

道路公園課長。

○村田道路公園課長 橋梁の耐用年数ということですが、橋梁は、気象条件、交通量、その他もろもろの条件によって供用年数は幅があるというところではございます。ただ、先ほど申し上げましたように、前回補修した実績が15年前というところですので、今回の補修工事によって、少なくとも15年間もつものというふうに考えてございます。ただ、じゃあ、15年間ずっとほったらかしにするというわけではなく、5年に一度の法定点検をしっかりと実施いたしまして、しっかりとその後の損傷状況というところを確認しながら今後の、この三崎橋のメンテナンスというところをしっかりと行っていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 今回、架け替えをせずに、長寿命化を図っていくということは十分承知をした上でなんですけれども、令和7年度にこの判定をしたと。結果、車道の部分がⅡだったと、Ⅱ区分の判定だったというところで今回工事が入ると。先ほど来、お話を伺っていると、15年前に1回補修をしたにもかかわらず、逆にⅡになってしまったというようなイメージも、近隣で生活をしていると、ここ比較的新しい橋になるわけですよね、その日本橋川に架かる橋の中では。にもかかわらず、15年で多少こういう、それは様々な要因があるんでしょうけれども、じゃあ、ほかの橋はどうなのかということも、やっぱり心配にはなってくるんですけれども、令和7年度の調査というのは、この橋だけだったんでしょうか。それともほかもやって、で、そのほかは特に問題はなかったということでしょうか。

○村田道路公園課長 令和7年度の点検では、区が管理する全ての橋梁について点検を行っております。その結果、やはり今回と同等の結果が出ているものもありますので、そこについては順次、補修をすべく検討・設計等を進めていきたいというふうに考えてございます。

○大坂委員 では、その中で同等の判断だったというところが幾つかあると今お話がありましたけれども、できれば、それ全部教えてほしいなという部分もあるんですけれども、Ⅲ区分、Ⅳ区分というような緊急性がより高かったところはなくて、Ⅱが幾つかあったというような認識で、その中で優先順位をつけて、ここからスタートしていったというようなことでしょうか。

○村田道路公園課長 はい。今回も判定としてⅡの…、Ⅲはなかったんですけども、Ⅱの

判定というのが幾つかありましたというところです。その中でも、このPCBという物質が含有されている橋梁につきましては、それを除去するということを早期に行わなければならないというところなので、そのPCBの塗装の塗り替えが必要な橋というところを優先的に進めているという状況でございます。

○大坂委員 やはり架け替えになってしまうと様々な影響も大きいですし、費用も大きくかかるというところで小まめにチェックをしてやっていっていただきたいというのが一番なんですが、先ほども話したとおり、日本橋川に架かる橋というのは、ここが一番新しいぐらいで、宝田橋がもっと新しいのかな。で、この三崎町から九段下にかけては、もう本当に昭和初期というか大正時代に架かっている橋ばかりなので、その辺りの調査とか、その保全というのはしっかりとやっていっていただきたいと思っています。

もう一点、前回、歩道橋の部分を一緒にやらないのかというところで、大丈夫だからやらないんですという話だったんですけども、外見的に塗装が剥げている部分が散見されるんですけども、それでも大丈夫なのか、できれば塗っちゃったほうが、同じ時期に塗っちゃったほうが同時施工で安上がりでいいんじゃないかなという、素人感覚でもあるんですけども、その部分もあるんですが、改めてその見解についてだけお聞かせください。

○村田道路公園課長 おっしゃられるとおり、歩道の部分には確かに塗装が取れているという箇所もございます。ただ、今回はちょっと判定の結果、歩道の部分は区分のⅠだったというところもございます。で、改めて、その歩道が構造的に損傷が生じたときに一緒にやってしまうというほうが効率的なのではないかという判断で今回は手をつけないということにさせていただいております。

○桜井委員長 はい。ほかに。

○小林委員 説明の中で、大雨時の対策というのを説明されているんですけど、この足場を昇降させ格納できる構造としてあると。安全性や河川への影響の程度を低減させる、を図るということなんですけれども、近年、短期間に雨がぐっと降りますよね。そのときに、適時に起こったときに、それがついているけど、できるのか、まず。大雨がぱっと来たときに、このつけたんだけど、できるのかという、頻発するときにね。それも工事中ですね、それを想定している雨が、想定以上の雨が、降雨があった場合の緊急対応。これ、本当にこれが上がる、上がらないもそうなんですけど、緊急にやらずにちゃいけないうけですね。そういう緊急対応は、いや、施工の中止等のことも判断しなくちゃいけないんですよね。そういう実際の、こう、雨って突然来るんで、いつ来るか分からない。それも大量にといったときの体制というのはどうなっているんですかね。いや、装置は作ったんですけど、動きませんでみたいな話じゃ話にならないわけで、そういう体制、工事を含めて、それは役所としてどういう体制を取っているのか、一つ確認させてください。

○村田道路公園課長 まず、ゲリラ豪雨等の可能性の高い夏場というところは工事を実施しないというところが一つの対策でございます。とはいえ、そうでない冬場にかけても、そういう突然の大雨ということはやってくる可能性というのはないとは言いきれないと思います。そういったときに備えて、日頃からちゃんとその足場をすぐに撤去できるかどうかというところも訓練等を行いながら、で、その日その日の気象の状況、その日というか、その時間ですね、というところはしっかり確認をさせていただいて、突然の雨といえども、

一、二時間前ぐらいにはある程度予測はつく部分もあると思いますので、今日は雨が来そうだなと、空振りに終わったとしても来そうだなというときには安全策を取って、もうその日の工事はおしまいにしてしまう、そういった形でしっかり安全第一というところで工事を進めていくというところで考えてございます。

○小林委員 それはもうずっと当然そうなんだけど、足場の話ですよ。足場を上げるわけでしょ。そういう判断もしなくちゃいけないわけでしょ、上へ上げたりとか。で、そういう体制ですよ。工事業者に全部投げているのか、役所がどう関与しているのか、そういう体制はどうなっているんですかと聞いている。

○村田道路公園課長 そこは施工業者にお任せっきりというわけにはいかないと思っております。やはり役所としても、しっかりそういうその日の気象状況というところをつぶさに確認をして、今日危ないなということを察知したときにはすぐに業者に知らせて、業者がまだできるという判断をしても、そこは、発注者としてはしっかり安全を優先させるというような指示をするというような体制を取ってございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

はい、じゃあ、次、行きます。2番目、五十通り歩道拡幅工事について、執行機関からの説明を求めます。

○村田道路公園課長 続きまして、五十通り歩道拡幅工事についてご報告いたします。環境まちづくり部資料3をご覧ください。

まず、項番1、工事概要でございます。本工事は、五十通り、約350メートルの区間において、歩道の拡幅やバリアフリー化等を行うものでございます。

次に、項番2、計画概要でございます。本工事において、車道を狭め、パーキングメーターをなくし、歩道を拡幅いたします。本道路は、自動車や自転車に比べ、歩行者の通行量が比較的多いこと、また、近隣には（仮称）錦町三丁目施設が整備されることから、歩行者や車椅子利用者などにとって、より快適な通行環境を確保することは非常に有意義であるものと認識しております。パーキングメーターの撤去は、協議会での議論を踏まえ、神田警察署との協議により決定しており、整備後は駐車禁止となりますが、短時間の停車による荷さばきは可能となります。新たに設ける街路樹の樹種は、協議会を通じて沿道関係者と意見交換を重ねた結果、桜の中でも維持管理性に優れたアマノガワを選定しております。

最後に、項番3、スケジュールでございます。本工事は、令和9年12月までの工事を予定しております。工事中は、歩行者の安全や店舗等への動線確保を図るため、交通管理者や沿道関係者と綿密に調整を行いながら適切に工事を実施してまいります。

ご報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小林委員 はい、ありがとうございました。追加資料により何点か確認させていただきます。

まず、荷さばき。交通量がね、これ交通量調査では、歩行者交通量が自動車交通量を大きく上回っています。歩行者中心の道路整備を進める考えは理解できますが、一方で、沿道には事務所、店舗があります。資料ではパーキングメーター全て撤去、で、短期間の停車による荷さばきが可能となっているんですけど、実際、実際ね、その短期間で荷さばき

するというのが、時間帯、これ荷さばきするって大体、いろんなところでもやるんだけど、搬入時間ってかなり同じなんですよね、搬入とか搬出するのが。みんな忙しいお昼に搬入しないわけですよ。午前中のある一定の時期とか、それ、重なるんですね。そういうのも想定されて、荷さばきに支障ができない、出ないような考慮というのはされているのか、そういう調査がされているのか。要するに取っちゃいました、平準化して荷さばきするわけじゃないわけで、一挙に来るわけですよ。そういう調査ができていないのか。できていけばいいんで、できていなかったりした場合、それから実際始めたときに荷さばきで課題が出ちゃった場合、その集中したりして、そういうときの交通整理、警察と地域と連携しなくちゃいけないと思うんだけど、そういう運用の見直しとかというのは、区として追加対策をお持ちなのか、その辺のことをまずお答えいただけないでしょうか。

○村田道路公園課長 実際に荷さばきの車両がどの時間帯にどれだけ集中するということまでの確認は行っておりませんが、地域の方々ともそういった視点も含めて話し合いを進めさせていただいて、で、警察の方々も十分に荷さばきは可能であるという判断をしていただいて今回の結論に至ったというふうに理解してございます。また、その荷さばきが仮に集中したとしても、今回、車道がこの路肩を含めて5.5メートルと非常に広い幅員でございまして、片側に寄っていただければ通行したい車両は十分通過できるものというふうに考えてございます。

○小林委員 荷さばきについては、ある意味、スタートしてみないと分かんないところはあるんで、私の指摘したのは、本来はその辺の調査をしているべきなんですけど、していないのが分かりましたので、やっぱり問題が起きたときに追加対策として早急に区として対策を打っていくということが必要だと思いますんで、その辺は考慮いただきたいと。いいですね。

それで次に、同じく、実際の工事では沿道の店舗、営業している店舗に対しての影響が、工程とかね、工程の中でね、混雑する部分があったりするんだけど、その辺の工事の中で情報の提供、要するに、やっぱり大型車が入るときとかいう情報の提供とか、そういうことを沿道の事業者と情報提供する、協議や情報提供していかなくちゃいけないんだけど、そういう体制というのはあるんですか。その体制がないと、要するに、例えばこのときはトラック、大きいトラックが何台入ってくるよとかいう、要するに普通で大きな工事をやるときも示したりするじゃないですか。そうすると、入ってくるところにだけしか、例えば掲示を出していないとか、広いところをやっていく場合は何か所にも出すとか、それから、その場合の沿道事業者との協議の場をつくるとか。よく工事、大きな、再開発もそうだけど、工事やるときに事業者同士の協議を持つじゃないですか。それも、こういうところでも結構、今回の工事、長いんで、その辺の協議体制、情報共有体制ができていますかという……。

○村田道路公園課長 今頂いたご質問にお答えする前に、すみません、先ほど頂いたご質問で、荷さばきの調査をしていないというふうに申し上げてしまったんですけども、実際はしておりまして、ピークでも11時台に5台ほどという状況が分かっております。ただ、実際整備した後は、また状況が変化するということもあり得ると思いますので、その辺はしっかり見ていきたいというふうに思います。

今頂いたご質問ですが、工事をする際には、その目の前の地先だけでなく、その工

事による影響の範囲をしっかりと見た上で、その影響範囲に含まれる方々には、どういう工事をどのような形で行って、どうやって営業をちゃんと確保するか、そういったところのお話を丁寧に進めさせていただきながら実際の工事に入っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員 はい、よろしくお願いいたします。また、先ほどのところに戻っちゃうんですけど、街路樹にアマノガワを採用したと。それで、アマノガワのイメージ写真がこちらにあるんですけど、これ、ありがとうございます。こういう説明が非常に参考になるんですけど。何で先ほどのオカメザクラはなかったんですかね。オカメザクラは。そういう、オカメザクラはあれじゃない、議案だからつけなかった。いや、これからね、そういうやっぱりね、戻らないけど、こういう差があるような資料提供はやめてほしいのよ。ちゃんと樹木の話って結構シビアな話になるんで、こういう写真があれば、このように提供していただきたい。この次もないんだけどね、この次のところも質問します。まあ、それでアマノガワを採用した。これ、先ほどご指摘しているんですけど、景観としては非常によろしい。で、まずなぜ採用したかということと、先ほどと同じ、夏場の日陰の確保とかね。これで見ると、何か日陰、全然確保できないよなという印象があるんですけど、これは今、花が咲いているときだけど、葉が出るときもあるんでしょうから、それも含めて遮熱対策という観点から検討をここでもしたんでしょうか。検討した時期、やっぱり酷暑が想定されていますので、今は、その部分についてどうなのかというのは一つ聞いておきたいのと、それから、植栽後のこういうきれいな花というのは育成管理、緑陰を形成するまでの維持管理というのが非常に大切だと思うんで、その辺のことについてもどのように考えて進めていくのか、お答えください。

○村田道路公園課長 街路樹の選定におきましては、こちらの通りも四つの樹種を役所側から提案をさせていただいて、最終的な案としてアマノガワというものに至ったというところでございます。その要因といたしましては、まず地域の方が、やっぱり桜が、非常に景観上重視されているというところで桜が欲しいというようなご意見がまず強くあったというところ。あと、そのアマノガワという樹種、この写真にもあるように、上に枝が広がるということで非常にメンテナンスが、維持管理の負担がかからないと。枝がどうしても店舗のほうに広がってしまうと、隣地のお宅のほうにご迷惑をおかけしてしまう部分が大いなので、そういった意味で、そういうリスクの少ない、このアマノガワという樹種を選定させていただいたというところでございます。そうしますと、先ほどおっしゃっていただいた日陰というところは表裏一体の部分になってしまうのかなというところで、この検討の際も日陰をつくるというところの視点というのは持っていなかったというところでございますけれども、そういった重点事項というところを踏まえて、アマノガワが選定されたというところでございます。

○小林委員 えーと、ちょっとその後、答えられていないんですけど、このアマノガワを見るとすごくきれいなお花、これ景観的にはいいんだけど、あの桜自体も本当に、この桜の議論も前にしたと思うんですけども、日陰だけじゃなくて、遮熱性対策じゃなくて酷暑に対して強いのか強くないのか。せっかく樹木として選んで植えても、この育成が、今、酷暑の中でこれが、この樹木が適して、街路樹として適していくのかというのも、これ、やっぱり考えておかなきゃいけない。要するに大丈夫だと思っているんだけど、やっぱ

り今の酷暑というか、すごく猛暑から酷暑に変わりつつある日本の気候条件の中でどうなのか。景観は重視したいけれども、本当にそれが維持できるのか。そこで植栽後の育成管理や樹木の十分な緑陰を確保する部分というのは、維持管理していくって、そこにまた重要性があるんで、その辺のことを考えて、要するに考慮してやっていかないといけないのと、もう一つは、選んだこのアマノガワ自体もそれに耐えられるのかどうかもちゃんともう一度検証していかなくちゃいけないと思うんだけど、その二つはどうしても大切な部分だと思うので検討いただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○村田道路公園課長 桜という樹種について専門家のほうにもお話を伺いましたところ、確かに暑さが得意かという点で得意ではない樹木ではございますが、砂漠地帯のように年から年中、一日中暑いというような気候だと、さすがにそんな育つような気候ではないというところではあるんですけども、一時期、一日の中でも30度以上になるのが日中の時間、限られた時間になるという環境下であれば十分に育てられる樹種であるということを確認をしております。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○岩田委員 この4種の中、4種の街路樹を区が提案したというんですけど、4種って、ほかに何があるんでしょう、アマノガワ以外で。

○村田道路公園課長 一つ目にハナミズキ、二つ目、常緑ヤマボウシ、三つ目、ヤマボウシで四つ目がアマノガワでございます。

○岩田委員 僕は思うんですけど、やっぱり地元の方が見るわけとというか、そこら辺通るわけで、区が提案というよりは、その近くの住民の方に提案してもらって、どれにするかというのは分かるんですけども、区が提案して、幾つかの中から、はい、選んでくださいというのは、うん、どうなのかなとは思いますが、まあ、それでも、まあ、これがいいと思うんですけど、でも、そもそもこれ、景観だけなんですかね、このアマノガワは。役に立つ、という言い方もあれですね、でも、まあ、そんな感じですよ。その区民の方というか、近くを通っている方の役に立つのは。

○桜井委員長 選定の理由を言ってもらいましょうか。

○岩田委員 うーん、そうですね、はい。

○桜井委員長 選定の理由。

○岩田委員 で、その役に立つのって、景観だけなんですかね。

○村田道路公園課長 まず、数ある樹種の中から区が4案を提案させていただいたという経緯ではございますが、この4案に最初から限っていた話ではなく、そのほかにも、もしこんな樹木がいいというようなご提案が住民の方から協議会の中で頂けるようであれば、そちらも含めて対応するという姿勢で臨ませていただいたところでございます。

アマノガワを選定した理由ですけども、景観、×××××というところなのかも分からないんですけども、やはり、その。

○桜井委員長 ちょっと待って。×××××って、景観は大切なことですよ。

○村田道路公園課長 はい。はい、すみません。

○桜井委員長 ちょっとそれは修正してくれる。

○村田道路公園課長 すみません。ちょっと言葉が間違っていました。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 55 分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁を続けてください。道路公園課長。

○村田道路公園課長 景観というのは、樹種を選定する上で非常に重要な要素の一つだというふうに考えてございます。景観がきれいになることでまちなみが、まちが活性化されて訪れる人も多くなって、で、地域が潤っていくというような効果が非常に期待できるのではないかなというふうに考えているというところでございます。加えて、その維持管理が桜の中でも、そういう上のほうに枝が伸びるというところで維持管理の負担が小さいということでこのアマノガワという樹種を選定させていただいたというところでございます。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 この、景観がよくなって人が集まって、にぎわってというほどの花じゃないような気もするんですけども、でも、まあ、桜ということで、まあ、皆さん、喜ぶんではないと思うんですけども、いや、先ほどね、小林委員のおっしゃっていた縦に伸びるという話で、ちょっと見たら、まあ、言い方は悪いですけど、ちょっとしょぼいかなというような、桜にしては。何か、ほかのソメイヨシノとかと比べちゃうと、何かちょっとね、ような、そういうような気がするんですよ。だから、そもそも要るのかなというふうに思っちゃうわけですよ。何か、人を呼ぶという割には、あんまり人は呼べないような気はするんですよ。桜にしてはちょっと何か小ぢんまりしているというか、あまり派手ではないし、と思うんですけども、そういうのを考えたら、要るのかなって思っちゃったんですよ。でも、これで人を呼べるというんだったら、まあ、呼べるんだとは思いますが、はい。

○桜井委員長 質問にしてくれますか。

○岩田委員 そうですね、はい。はい。

それで、その先ほどの――あ、大丈夫ですか。いいですか。はい。で、ほかのハナミズキとかヤマボウシとかというのは区が一応、4種類の中で、これどうですかって言った理由は何ですかね。

○村田道路公園課長 この西通りというところは、もともと幅員が全体で、（「五十通り」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、失礼しました。この五十通りという通りは幅員がもともと前提で11メートルというところで、そこまで広い道路ではないというところもございまして、で、今回、そういったところで、比較的小ぶりな樹種というところで選定させていただいたのが今回の4案というところでございます。そのうちの一つがアマノガワであるというところでございました。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

入山委員。

○入山副委員長 五十通り、何年かにわたって協議会も行われて、今こうやって樹種についても選ばれたということで承知しておりますけども、ここの住民とか事業所、飲食店等の、その工事についての周知についても、夜間について時間帯を少し変更してほしいというような要望もあったと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいま副委員長のご意見いただいたように、沿道の方々にとって

は、それぞれ営業を確保するための適切な時間帯があるというふうに認識しております。その辺は丁寧に対応させていただいて、柔軟な形で工事を進めていきたいというふうに考えてございます。

○入山副委員長 最後に。

令和9年には、令和8年度ですか、には……（発言する者あり）

○桜井委員長 何。いいんですか……理事者も。（「はい」と呼ぶ者あり）

○入山副委員長 令和8年度には福祉施設もできるということなので、早めの、早期の整備をよろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長 こちらは福祉施設の進捗状況もしっかり確認しながら、スケジュールを、連携して工事を進めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。この件について、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、この件についての質疑は終了……（発言する者あり）あ、まだあるの。

○村田道路公園課長 もう一つ、すみません。

○桜井委員長 はい、道路公園課長。

○村田道路公園課長 先ほど夜間にも柔軟に対応してまいりますというふうに申し上げたところですが、基本的には、本工事、中間施工ということで考えておりますけれども、そういったご要望については、しっかり受け止めながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時07分再開

○桜井委員長 はい。休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

それでは、報告事項の（3）番に入ります。清洲橋通り南歩道拡幅工事について、執行機関からの説明を求めます。

○村田道路公園課長 清洲橋通り南歩道拡幅工事について、ご報告いたします。環境まちづくり部資料4をご覧ください。

まず、項番1、工事概要でございます。本工事は、清洲橋通り約310メートルの区間において、歩道の拡幅や自転車通行空間の整備及びバリアフリー化を行うものでございます。

次に、項番2、計画概要でございます。現在の片側通行4車線の車道を3車線化することで、歩道を拡幅するとともに、新たに自転車通行空間を確保いたします。現状では、南向きの一方通行であるため、自転車が北向きに走行できないことに加え、歩道が道路構造令の最低基準である幅員2メートルに満足していないことが課題となっております。一方で、交通量調査や交通処理能力の検証の結果、車線を1車線減らした場合においても十分な交通処理能力を有し、緊急車両の円滑な通行も確保できることを確認しております。このため、本整備により、自動車、自転車、歩行者、それぞれが安全かつ快適に通行できる道路空間を創出できるものと考えております。

樹種は、協議会を通じて沿道関係者と意見交換を重ねた結果、落ち葉清掃が省力化できるなど、維持管理性に優れた常緑ヤマボウシを選定しております。既存樹木については、外観診断及び移植診断を実施しており、移植可能な樹木は移植する計画でございます。

最後に、項番3、スケジュールでございます。本工事は、令和9年12月までの工事を予定しております。本工事、工事期間中の安全確保に十分配慮しながら、適切に工事を実施してまいります。

ご報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。ご報告を頂きました。それでは、委員の皆様からご質疑を頂きます。

はい、岩田委員。

○岩田委員 僕、いつも思うんですけど、現在と整備後のイラストを見ると、この今ある樹木を境にして、何だ、右側通行、左側通行みたいなふうにできないのかなと。つまり木は切らないで、その木の、木よりも車道側のほうにガードレールを作ることによって、何ていうんですかね、歩道を行き交う人が歩けるように、自転車も行けるようにみたいにできないのかなと思うんですよね。だから、そのほうがお金かかんないじゃないのかなと思うんですよ。手間も。区の手間もかからないし、お金もかかんないじゃないかなと思うんですよね。わざわざ木切って、新しいのにして。で、車道を減らすのはいいんですよ。ただ、その減らした分を、ガードレールを車道側に寄せて、その空いたところを歩けるようにする。自転車——もしくは自転車を走れるようにするみたいな、そういうような案というのはなかったんですかね、最初。

○村田道路公園課長 現在の幅員構成をご覧いただければと思うんですけれども、両端、現在、歩道が1.5メートル程度ということで、1.5メートルだと、自転車が走行するにも歩行者が通行するにも十分な幅ではないということで、どうしても移植が必要になるという判断でございました。

○岩田委員 1.5メートルというと、大体、人がこう、手を、両手を伸ばしたぐらいの感じだと思うんですけど、これだったら、まあ、人は行き交えるわけで、木が、その隣に木があって、さらに車道寄りのほうに、また歩ける人か、自転車道か、何かを作るというのも別に問題はないんじゃないかなと思うんですよね。でも、行き交えない感じです。1.5メートルって。だったら、普通に歩く人だったら行き交うことはできると思うんですし。それ、行き交えなかったら、木を境に反対方向に歩ける。反対方向にという言い方はあれだな。うん。行き交うことができるんじゃないかなと思うんですけども、そういうような案というのか、そういうのは出なかったんですか。

○村田道路公園課長 歩道の空間には、車椅子利用者だったり、ベビーカーの方といった方々も通行いたします。こういった方々同士が擦れ違うという場面においても、支障なく擦れ違うことができる幅ということで、最低2メートルが必要というところで、こちらは政令で定められている基準値というところでもございます。

○桜井委員長 根拠があるんですって、根拠が。

岩田委員。

○岩田委員 それは歩道が2メートルということですよ。歩道が2メートルということですよ。僕が言っているのは、もちろん歩道が2メートルで、木を中心に、例えば左側通行なら左側通行で行く人、で、向こうから来る人みたいにする案というのは、できなかつ

たんですかね。だから、それも合わせたら2メートルになるじゃないですか。向こう側に行く人とこっちに来る人と、歩道で足して2メートルになるわけじゃないですか。それとも、これ、木が真ん中にあったら、合わせて2メートルという計算にはならないんですかね。

○村田道路公園課長 今おっしゃっていただいたようなところを反映させますと、例えば車道も、車線をもう一つ減らさないといけないとか、そういったことにもなってくるのかなと思います。やはり先ほど申し上げたように全ての道路利用者、歩行者・自転車・自動車が快適に通行できる空間というところを本整備では目指してございますので、その最適解という形が、今回の整備形態というところでございます。

○桜井委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、あれですかね、絵の描き方がよくなかったのか、何か、この絵を見る限りでは、木を中心に、だから右側の木、左側の木があって、さらに1本の木を中心に行き交うことができるようなぐらい絵だったもので、いけるんじゃないのかなと思ったんですけども、じゃあ、そんなに、この絵ほどは広くないということではよろしいんですかね。

○桜井委員長 この絵のとおりでしょ。（発言する者あり）

道路公園課長。

○村田道路公園課長 既存の樹木の占用幅というところも含めて考えますと、やはり今回移設をしたほうが、最適解のほうの形に整備することができるというところでございましたので、今回、新たに樹木を植えるという形を取らせていただいております。

○桜井委員長 はい。ほかにありますか。

○小林委員 歩行者と自転車の分離、しておりますけど、これは警察通りの共立女子大のところも同じようにやっていますよね。それが、このやり方って、自転車・歩行者空間と隣り合わせをして、先ほどベビーカーや何かが走るとか想定していたんですけども、この、前の神田警察通りの女子大——共立女子大のところで何か検証されたんですか。そのやり方と全く同じ言い方をやるんですよね、今回。だから、警察通りのほうで、何か要するに検証していて、この方向がいいと、これが問題だとかいうのは出ていないんですか。で、こちらにそのまんま同じようなやり方をするということは、検証しているんですか。で、これがいいというふうにしているのは。いや、それ何でかという、私はあそこをよく自転車で通るんだけど、自転車と反対に歩行者のところを自転車が通っていても全然問題ないし、それですごく、役所は——役所って、行政としては指示を出しているんだけど、使う人はそういうふうには動いていない。あんまり動いていなくても、そんなに問題になっていないんだけど、両方歩道みたくなっていたり、両方自転車道みたくなっているんだけど、その辺の検証ってされたんですかね。それで今回、新しくやろうとしているんですかね。その辺はどうなんですか。

○村田道路公園課長 今のところ、神田警察通りの共立女子大前のところで大きなトラブルがあったという報告は受けていないという状況でございます。今回、このような形で整備させていただいた大きな理由としては、先ほど申し上げたように、車が南向きの一方通行であるということから、車道側を特に北向きに自転車が走れないというところがございまして、この自転車・歩行者道というところを分離させていただいて、特に北向きの

で、この左側のほうですね、左側のほうも自転車が走行できるという空間を確保したというところでございます。

○小林委員 それは神田警察通りのあれと全く同じ話でしょう。あれも一通なんで。ですよ。問題がないから、こっちも問題ないだろうと思ってという。何を質問しているかという、やっぱり現状あるところの課題って、本当に何か問題はないんですよという話じゃなくて、問題があるかないかじゃなくて、そういう今の現状のことを調査されているんですかと聞いているんですよ。要するに事故があったら、それは問題ですよ。でも、事故なんかあっちゃいけないわけで、ましてやそんな大きな事故はないでしょう。けれども、利便性としてどうだったのかというのは、検証する必要があるんじゃないですか。そういうのを検証して、また同じようなやり方をやるときに参考にしているんですか、何か調べているんですか、そこを聞いたかったんで、その辺はどうなっているんですか。全然やっていなかったら、やっていなかったでいいですよ。

○村田道路公園課長 これまで大きなトラブルがあったというわけではないというのは、先ほど申し上げたとおりですが、そういった効果検証というところも、今のご意見を踏まえて、検討してまいりたいというふうに思います。

○小林委員 これ、何を言いたいかというと、自転車と歩行者って、非常に、要するに歩行者は弱者じゃないですか、自転車は車両じゃないですか、違うんで、これ、今後、今非常に自転車の通行って交通規制はされているじゃないですか。いろいろな意味で。罰則金がついたりしながら。だけれども、うまく道路づけがこのようにできていればいいんだけど、できていないところ、たくさんあるじゃないですか。だから、このやり方が本当に広いところではできるんだけど、いいのかどうかというのもあるんで、このやり方が本当にいいのかどうかというのも一つ。広いからやっちゃったというんじゃないで、本当にいいのかどうか。ちょっとその辺は、一度ね、これが、この神田警察通りも1回見てもらいたいし、要するに歩行者と自転車の関係というのは注視して、歩行者と専用を作っていくときにも、参考にしながらやってほしいというのが一つです。

それと、もう一つが樹木の話、またします。イチョウ、この資料では、既存のイチョウ27本のうち、5本を移植で22本を新たな位置へ植え替える。結局25本伐採しちゃうということですよ。伐採しちゃうということだと思うんだけど、それで、伐採はいいんだけど、これはちょっと異様なことが書いてあって、22本は伐採しというか、移設し、伐採ですよ。それで、再資源化処理と書いてあるんだけど、伐採して、木材にして、処理しちゃうという話なんですか、これは。そこのところを何か曖昧な書き方をしているんで、その辺をちょっと説明してください。

○神原環境まちづくり総務課長 前段の自転車の部分について、私のほうからお答えさせていただきます。

委員からご指摘のとおり、今回の清洲橋通りであったり、神田警察通りにつきましては、広幅員の一方通行ということで、こういった歩道の形態の中に自転車を入れるというようなことを検討させていただいて、実施するものでございますので、やはり特殊なケースといえますか、特別なものについては、やはりご指摘のとおり、検証が必要でございますし、今後、自転車の活用を進めていこうという区の方針の中で、それは検証しながら、自転車のネットワークといったものを構築する必要があると思っておりますので、そこは進めて

まいります。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。（「全部答えていない」と呼ぶ者あり）えっ。

はい。道路公園課長。

○村田道路公園課長 樹木の再資源化というところについてお答えいたします。

こちら撤去したものについては、再資源化処理施設というものがありまして、そこで例えば木チップにするとか、そういった有効活用をするための加工する施設がございますので、そういったところで、持ち込ませていただくということで考えてございます。

○小林委員 要は、木を切って再利用というか、使うだけですね。だから、伐採して処分するという話だね。処分の仕方がそうだという話ですね。それはそれであれなんですけど、また、常緑ヤマボウシについて。写真がないんですよ、これ。何で写真をつけてくれないんですかね。写真、ある。ヤマボウシ。ヤマボウシの。（発言する者あり）ちっちゃい。ちっちゃい。すごいちっちゃいですね。

○桜井委員長 ああ、これだね。

○小林委員 これ。これ、分かんなかったですよ。いや、やはりね、何かね、これ、千代田区だから意見を述べられるんだけど、東京都もよくやるんですよ。こういう低木で。高く要するに広がって、剪定することを、すごく時間とお金がかかるのと、それから、例えば信号機のあるところだと、信号機を隠すみたいなのところがあって、非常に安全性の問題から、今、街路樹を高木のものを避けて、伸びないで、なおかつ葉っぱが落ちない。で、なおかつ、それだけけれども、緑陰はあり、日陰はできるというのに変えつつあるんですよ。突然というか。あんまり東京都の場合は丁寧じゃないんで。失礼な言い方しちゃった。丁寧にやっていると言っているんですけど、突然変わるんですね。それで、この前も私指摘したんですけども、都道の場合、左と右というか、言い方はないですけども、通りの左と右で街路樹が全く違っちゃうんですよ。要するに、こちらはイチョウで、こちらはヤマボウシみたくなっちゃうんですね。で、千代田区は、そういうことは今後ないですよ。今回、これもないですよ。片一方をある一つのヤマボウシにして、片一方を違う植樹にしちゃうという、植林しちゃうというような。両方、通りは同じものにするという考えでよろしいですよ。今回は当然一緒でしょう。ヤマボウシ、全部ですよ。その辺は、どういう考えですかね。

○村田道路公園課長 やはりまちとしての統一感というところを考えると、通りで樹木を合わせるとというのが標準系かなというふうに考えてございます。

○小林委員 今、合っていますか。これは直すけど、そのほかは合っていないでしょう。ヤマボウシじゃないでしょう。（発言する者あり）ですよ。だから、そこを言っているんで。ここだけ変えちゃうでしょ、突然。あとのところは合っていないでしょう。それはどう考えているんですかって。全部ヤマボウシ……

○村田道路公園課長 前後の区間を整備する際にも、そういう隣接する地域との統一性、連続性、そういったものも踏まえながら、地域の方々のご意見を丁寧に受け止めて、樹種の選定ということを行っていきたいというふうに思います。

○小林委員 そうじゃなくて、さっきからずっと言っているんだけど、やっぱり連続性。先ほど受けましたよ。地域のご要望で、個性を生かしてやるって。それはそれでいいんですけど、そうすると、ここの、今回もそうだけど、これはヤマボウシ、ここのところは違

うでしょう。こちらも清洲橋通りへ行けば中央区になっちゃうんで、やっぱり樹種が違っていくという、ある意味では、植樹というか、街路樹の一貫性がなくなるわけですよ。ここの部分も、ここの個性を、皆さんから要望があったからやっちゃう、やりますということ、それを反対するものじゃないけど、調和とかさ、先ほど景観景観と言っているんだったら、そこで変わってきちゃう景観というのは、どこが考えるのか。じゃあ、今度、こちらをやるとヤマボウシにしていくのか。ほかの部分。というところに行き着くわけですよ。個性個性と言っていると。だから、もう道路って連続性があるんで、その連続性についての考えは、千代田区として持っていないといけないと思うんで、いろいろ、今後、こういう樹種のあれ、要望を聞けば、やっぱり先ほど言った景観を第一にするとすると、ひょっとして、桜、桜というと、みんな桜になっちゃう、その地域だけは。桜はここ、それはまだいいのかもしれないけど、だけど、やっぱりそういう意味では、先ほどから言っております、こういう暑くなった時期の樹木、要するに街路樹というのは、どうなのかというところにも入るんですね。遮熱性でもそうだし、酷暑の対策として、日陰としてというようなことも総合的に考えて、やっぱり今後の――要するに昔はイチョウだったというんですよ。それはイチョウは強くて、なおかつ、強いというのは、すぐ育つし、強くて、なおかつ（発言する者あり）も、そう。それと、あと日陰もつくれるという、かなり万能なんで、東京都の木にもなっていますよね。だから、それがいろんなところに、都道のいろんなところにつくっていったら、要するに景観をつくっていったわけで、それは一時代の流れなんで、じゃあ、千代田区は全部桜かということ、なかなかそうもできないし、要するに時代も変わってきたから。こういう1か所、1か所で決めていくと、全部違う。その前、今、3か所出てきたけど、全部違うじゃないですか、樹木が、それがいいことか悪いことかということ、個人、個人というか、その地域の話の聞けば、それは尊重しますと言ってやっていると、ばらばらになるということですよ、全部が。それでいいのかというのをやるのが総合調整者の千代田区なんです。それをチェックするのは議会なんです。だから、そのこのところの考えというのを整理しておかないと、今度、ほかのところこういう樹木をやったら、また違うのが出てきますよ。と、ばらばらばらばらばらになっちゃうんですよ。それが景観にいいことですか。景観の人として話しましたか。その問題点というのを指摘しているんで。それから、もう一つは酷暑という、樹木に対する管理というか、維持管理していくのに、樹木が適正なのかどうかというのも問題提起しているんです。二つ。この二つは、やっぱりね、総合調整者なる役所、区役所が、しっかりした哲学を持たなかったらいけないんです。そのこのところを少し、課長のご見解だけではなくて、部長の見解も頂きたいところなんですけれども、いかがですか。

○桜井委員長 はい。今の小林委員の質疑というのは、ずっと今まで報告を頂いていたところにも共通するところでね、連続性と地域要望と。地域要望は大切だという話もありましたけども、ただ、そうはいっても、面で見たとときに、もう少し大きな面で見たとときに、ばらばらになって、もう少し地域としての整備の考え方があるんじゃないかというのが、小林委員が言われていらっしゃると思うんですよ。で、区として、どういうふうにそこら辺は考えているんですかって。それと併せて、今、非常に気候も、高くなったりなんかして、日よけになるのかどうかとか、そういった本来の樹木の目的みたいなものも少し変わってきているというところも含めて、どういう整備を考えているんですかという

ところですよ。ちょっと、そんなことでご答弁ください。

○村田道路公園課長 委員おっしゃっていただいたように、やはり路線としての連続性というのは、非常に景観を形成する上で重要な視点かなというふうに思います。加えて、近年の暑さ、深刻になっている暑さというものも、しっかり捉えていかなきゃいけない。さらには、時代とともに、また優先価値が高まっていく、そういった項目もこれから出てくるかもしれません。そういったところをしっかりと考えた上で、行政としての考えということをしかり持ちつつ、地域との合意形成を図っていくということも重要だと思いますので、そこのおっしゃっていただいた総合調整という役割をしかり担っていきたいというふうに思います。

○桜井委員長 うん。はい。

富山委員。

○富山委員 はい。小林委員……

○桜井委員長 いいですか。

○小林委員 はい。

○桜井委員長 富山委員。

○富山委員 ありがとうございます。

1点だけ確認させていただきたいんですけど、ヤマボウシについて様々な質問があったんですが、私も知らなかったので調べてみたんですけども、資料にあるとおり、一般的な街路樹に比べて落葉は少ないということなんですが、秋になると実をつけるというふうにも書かれておりまして、やっぱりそれによって虫とか鳥とかが発生すると、ふんとかが出てしまったりするのではないかな。いや、落葉の清掃は省力化されても、そういうところの清掃の課題はあるのかなと思うんですけども、そちらについて、何かお考えがあれば教えてください。

○村田道路公園課長 常緑ヤマボウシが実をつける樹種であるということは、地域の皆様もご承知の話であって、それも含めて、この樹種がいいということで選定に至ったという経緯でございます。

○桜井委員長 いいですか。

○富山委員 清掃みたいなものは。

○桜井委員長 はい、道路公園課長。

○村田道路公園課長 維持管理が、ご負担が比較的小さい樹木であるとはいえ、しっかり、区としては日々の清掃、維持管理というものは、しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。

小林委員。

○小林委員 先ほどちょっと答えているようで答えていないんで、もう一度、再度確認しますけど、要するに自治なんで、地域の意見を反映して、それを区役所で実現する。今、街路樹の話だけど、それはいいことなんですね。そうしなくちゃいけないんだけど、それによってばらばらになっちゃうという問題があるでしょう。だって、今、3か所ですけど、同じ街路樹は一つもなかったでしょう。まあ、それは離れているからいいみたいな話になるんだけど。でも、隣をやったときも、どうだという議論が出てくると、本当にばらばら

になっちゃうんですよ。その地域の意見を聞いたら。でも、地域の意見は聞かなくちゃいけない。だから、そのときに、総合調整者としての役割を果たさなくちゃいけないということなんです。そこには一つの街路樹の哲学がないと、ばらばらでいいやということになったら、本当にばらばらになっちゃうんですよ。地域が「桜を入れてくれ」と言ったら、「はい、桜」、「ああ、ハナミズキ入れて」、「はい、ハナミズキ」って入れちゃったら、ぐちゃぐちゃになっちゃうんですよ。そこをやっぱり哲学を持って調整するのが道路公園課の考えなんです。そこはしっかり持ってくださいよ、部長は。部長、部として、持っていたかかないといけないと思いますんで、そこは再度答えていただきたいのと、先ほど何回も、千代田区って広いようで、やっぱり周りに中央区、港区、文京区、台東区って、こう、隣接しますよね。そうすると、やっぱり区の特性とか区の特徴があって、道路づけすら違って来るんですよ。区をまたぐと。そうすると、一つの考えとして、あれっ、何でここからきれいになっちゃったり、ここから何で変わっちゃったとすると、あ、上を見たら、ここから中央区なんだとか、ここから文京区なんだ、ここから新宿なんだと、これ、分かる。これはまた、お互いの自治だからしょうがないと思うんだけど、それは仕方ないと思うと、その部分も、周辺の、千代田区でも周辺を持っているところはばらばらなんです。千代田区の中でばらばらになって、相手のところでばらばらになると、本当にまちがばらばらになって、それが個性と言われたら個性だけど、やっぱりそのところは、千代田区内では、一応の、やっぱり統一感を持って進めないといけないと思うんで、その辺は、その考えをまたしっかり持っていただきたいと思うんで、見解をお願いしたい。

○桜井委員長 はい。部長に答弁いただきましょう。

○清水環境まちづくり部長 ご指摘、るる頂きまして、現状において、それでは何にも総合調整者としての役割を果たしていないかということ、私は決してそんなことはなく、だからこそ、本日の何本かの道路整備において、地域の方々にお示しをさせていただいたという、4種の樹木であれば4種、そういうものも、区として、街路樹として、この路線としては、こういう樹木が、維持管理も含めて、地域の方も含めて、よろしいんじゃないでしょうかという経験と樹木の専門家からの知見を基に、私どものほうで選ばせていただいたというものを地域にお示ししているということだと思っております。したがって、何にもなくて、さあ、選んでくださいということでも、現段階においても、ないと思っております。ただ、ご指摘いただきましたように、時代が変わりまして、猛暑、酷暑ですよ。それに耐え得るという観点で選んできたかということについては、これはそこまでの視点は持っていなかったんであろうと思いますので、これからは、そういう視点も踏まえていかなければいけないと思っています。そこは踏まえていきたいと思っています。

一方で、区として、どこまでの範囲を、統一性を持って街路樹というものを決めていくべきかということにつきましては、相当のご議論があるのではないかなと思っております。路線1本全て同じにするのか、あるいは千代田区全体を同じにするのか、あるいは出張所地区は統一をすべきなのか、もう、それだけでも相当のご議論があるのかなと。もっと言ってしまうと、この間の千代田区政、この10年の中でも、街路樹が、本日もそうですけれども、街路樹1本あるべきか、切るべきか、寄せるべきか、どう扱うべきかで、相当ご意見が異なってくるというふうに思っておりますので、なかなか、こうすべき、統一すべきという意見もある一方で、統一できるのかという思いもあるというのが正直なとこ

ろでございます。ただ、ご指摘の点は受け止めさせていただいて、どこまで千代田として面的に、街路樹というものは、道路整備をするときにだけ、地域の人だけのご意見で決めて考えていけばいいよという短絡的なことではなくて、失礼、それを短絡的と言ってしまいますと、地域の人たちには大変失礼な言い方でした。それだけで決めるということではなくて、いま一度、自転車通行環境の整備も今後していかなければいけないという今、改めて、また酷暑ということも、観点も取り入れなければいけない今、いま一度、千代田全体の中での樹木の在り方というものは、改めて私どもとしても考えてまいりたいと思っております。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 これも4種類から選ばれたわけで、常緑ヤマボウシになったんですけど、これのときも、ハナミズキとかも選定されたんですかね。何が、何が選ばれたんでしょう、4種類って。

○村田道路公園課長 本路線において選定させていただいた4種類は、オウゴンモチ、常緑ヤマボウシ、サルスベリ、ハナミズキでございます。

○岩田委員 何か、前のほうで、余ったから常緑ヤマボウシになっちゃったのかななんて思ったら、そうではなく、いろいろサルスベリとかも考えたわけですね。でも、ちょっと思うんですけど、その常緑ヤマボウシ、先ほど富山委員が実がなるという話がありました。何か食べられるみたいで、果実酒にもなるみたいな。あとジャムとか、なるらしいんです。使えるんですけど、ちなみに、選定の中でハナミズキが入っていたんですけど、似ている赤い実がつくんですけど、毒なんですよ、これ。そういうのはちゃんと考えて、その4種類の中に入れたんでしょうか。

○村田道路公園課長 この4種類を選定させていただいた理由ですが、地域の方々から、もともと落ち葉、この路線の樹木の落ち葉の清掃が大変だと。イチョウでしたので、大変だというようなご要望を頂いていたというところで、そのような負担がかかりづらい樹種というところで、選ばせていただいたというところでございます。

○岩田委員 じゃあ、ハナミズキの実に毒があるというのは特に調べないで、その4種類の中に入れちゃったということなんですかね。

○桜井委員長 ちょっと待ってね。

はい、ちょっと休憩します。

午後0時42分休憩

午後0時43分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

じゃあ、答弁からお願いします。道路公園課長。

○村田道路公園課長 ハナミズキという樹種は、街路樹として選定される樹種として一般的という解釈の下で、今回、候補の一つとして提案させていただきました。

○桜井委員長 はい。

まだありますか。

○岩田委員 はい、最後。

○桜井委員長 はい、最後。岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、今後、そういう一般的というだけではなく、実のことまで調べて選定の中に入れるとか、そういうのもちょっと考えていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○桜井委員長 はい。

道路公園課長。

○村田道路公園課長 もちろん、これまでも樹種を提案させていただく際には、メリットとデメリット、これを二つ、両方併記させていただいた上で、選定していくというようなプロセスを図ってございますので、今後も引き続きそのような形で行ってまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。よろしくお願いします。

それでは、次の項に移ります。（４）番、夏休み期間中の公園での遊びについて、執行機関からの説明を受けます。

○村田道路公園課長 続きまして、夏休み期間中の公園での遊びについてご報告いたします。環境まちづくり部資料５をご覧ください。

まず、項番１、花火でございます。今年度につきましても、昨年度と同様、８か所の公園において、７月１８日から９月６日までの土・日１６日間、１８時から２０時までの時間帯に実施いたします。実施に当たりましては、各公園に人員を配置することで、安全確保に努めるとともに、近隣にお住まいの皆様への影響にも十分配慮してまいります。また、事前に近隣の皆様にはチラシを配布させていただき、ご理解とご協力を頂けますよう努めてまいります。なお、イベントや悪天候等により中止する場合は、Xにてお知らせしてまいります。

次に、項番２、ボール遊びでございます。これまでは朝から正午近くまで利用枠を設けておりましたが、昨年度、時間帯の拡充についてご提案を頂いておりましたので、過年度の気象データを分析したところ、正午頃よりも夕方の時間帯のほうが比較的暑さが和らぐ傾向が確認できましたので、夕方の時間帯にも利用枠を設けることで、子どもたちがより利用しやすい環境の確保に努めたところでございます。例年どおり、実施場所は外濠公園総合グラウンドと小川広場（フットサルコート）の２か所、土・日等を除く８月いっぱいまでの実施予定です。

最後に、項番３、水遊びでございます。子どもの意見につきましては、昨年度、利用者から早期開設を望むご意見を頂いたことを踏まえ、今年度は夏休みを待たず７月１０日にオープンし、９月６日までの５９日間、毎日、日中に運用いたします。運用に当たりましては、見守りの人員を配置し、安全・安心にご利用いただける環境を確保するとともに、天候等により中止の場合は、Xにてお知らせいたします。また、錦華公園の親水広場につきましても、子どもの池と同様の日程で運用をいたします。

ご報告は以上となります。

○桜井委員長 はい。ご説明いただきました。ご質疑がありましたら頂きます。

○富山委員 ご説明ありがとうございます。おとしからいろいろ取組を進めていただいていて、昨年からボール遊びも認めていただいているんですけども、小・中・高校生と一緒にやるということで、昨年も不安をちょっとお伺いしたんですが、昨年、大きな事故等は起こらなかったという認識でしょうか。

○村田道路公園課長 当方でも、昨年度そのようなご意見を伺ったということはしっかり受け止めてございます。その認識の下で、現地の状況をしっかり把握させていただいて、その結果、特におけがをされるような事故等にはつながるような利用のされ方ではないということをしっかり確認いたしました。ということをご報告させていただきます。

○富山委員 それはよかったと思います。

もう一点なんですけど、昨年、こちらのボール遊びの利用者というのは、どれぐらいの人数いたかって、把握されていますか。

○村田道路公園課長 昨年度の実績ですが、外濠公園総合グラウンドは、子どもだけで申し上げますと300人程度、で、小川広場（フットサルコート）は50人程度というところでございます。

○富山委員 ありがとうございます。累計で300人と50人だと思うんですけども、そちらもいろいろちょっと検証させていただいて、人数が足りなかったところは、やっぱり周知が足りなかったのかなとかいうところを検証させていただいて、より多くの子どもたちがボール遊びに楽しめるようにしていただきたいと思います。お願いします。

○村田道路公園課長 やはり夏の暑い時期に実施するというのが、一つ利用を控えてしまう要因になっているのかなということも考えてございます。そういうところも含めて、今年度は夕方の利用枠ということも考えさせていただきました。また、今おっしゃっていただいたように、しっかりその辺も周知していくということも大事にして、今後PRしてまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

○富山委員 はい。

○桜井委員長 小野委員。

○小野委員 今年は7月10日から水遊び場を開いてくださるということで、ありがとうございます。こちらは、周知はいつ頃を予定されていますでしょうか。これは花火もそうなんですけれども、周知の時期というのが、もう確定していたら教えてください。

○村田道路公園課長 周知につきましては、区のホームページやSNS等、様々な媒体を通じて今していく準備をしているところでございます。もちろん、ご利用される前、利用を開始する前には、広く皆様の耳に行き届くようにしてまいりたいというふうに思っております。

○小野委員 はい。じゃあ、今、準備中ということで理解いたしました。ホームページ、それから公式LINE、それから専用のXのアカウントもありますけれども、これは子ども部との周知の連携というのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○村田道路公園課長 今現在、ホームページ上では、道路公園課が実施する遊び場の取組だけではなく、ほかのこども部が実施する事業についても、一覧でお示しできるような形を整えさせていただいております。そういったところのPRということも、今後子ども部としっかり連携して、皆様に知ってもらえるようにしてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 はい。ありがとうございます。今回、毎年のことになってきて、大体、ごきょうだいがいらっしゃる方はご存じの事業だと思うんですけども、どちらかというと、最近は、日本語のルール表記だけでは、ちょっと案内がおぼつかないのかなという対象

者もいらっしゃると思います。その辺りのフォローについてというところも、ご検討というのはしていただけるものなんでしょうか。

○村田道路公園課長 そうですね、千代田区内には、非常に外国のお子様も多いというところで認識しておりますので、今頂いたご意見も踏まえて、そういった方々にもしっかり認識してもらえよう、検討していきたいというふうに思います。

○小野委員 はい、分かりました。そうしましたら、ちょっと、多分、現場にいらっしゃる方が、ルールに沿っていない方には、直接声をかけたりとかいうことをされると思うので、周知の段階で、どこまで言語というところの対応かというのはあると思うんですけど、一番はやっぱり現場で適切なご案内ができることが大事だと思いますので、そうした手持ちのボードでも何でも結構ですので、その辺り、誤解がないように、しっかり伝わるような、そういうことをご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長 やはり認識のそこというところがあると、非常にづらい、よろしくない状況だと思いますので、しっかり今頂いた意見を受け止めて、正確に我々の意図が伝わるような工夫というところを考えてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○桜井委員長 はい、よろしいですか。

はい。次の項へ行っていていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、次に5番目、神田錦町南部地区のまちづくりについて、執行機関からの説明を受けます。

○吉田地域まちづくり課長 それでは、神田錦町南部地区のまちづくりについてご報告申し上げます。資料番号は07の環境まちづくり部資料6をご覧ください。

本件は、本年6月25日に準備組合から第一種市街地再開発事業に関する都市計画の提案が国へ提出されたことを受け、その概要と、提案を踏まえた地区計画変更などの今後の都市計画手続についてご報告するものでございます。

まず、1ページ目でございます。

これまでの経緯ですが、まず、神田錦町南部地区は、神田駅周辺や大手町、そして日本橋川などに近接しており、大学発祥の地としての歴史や地域コミュニティ、あとは、ちよだプラットフォームスクウェアをはじめとして、新しいビジネスだったり文化を生み出す拠点など、多様な魅力を有する地区です。

一方で、1ページ目の右下に書いてありますけども、老朽した建物が多かったりとか、機能更新が十分に進んでいない、また、にぎわいや憩いの場となるような広場・緑地が不足している、そういった課題もございます。

こうした課題を踏まえまして、平成28年（2016年）の12月に、神田錦町三丁目南部東地区市街地再開発準備組合が設立され、その後、地域に対してオープンハウスやまちづくり勉強会などを複数回開催し、検討が進められてまいりました。

また、区におきましては、こうした検討を踏まえて、地域の将来像を示すために、昨年度、こちら委員会でも報告させていただきましたが、令和7年の9月に、神田錦町南部地区まちづくりガイドラインを策定してまいりました。

そして、今年の3月には準備組合による住民説明会が開催され、その後、先ほど申し上げ

げたとおりですけれども、6月に再開発事業に関する提案が提出されたところでございます。
はい。ページが変わりまして、2ページ目です。

こちら、本地区のまちづくりガイドラインに関してですが、詳細に関しては昨年度も報告させていただいておりますので、概要となりますが、このガイドラインでは、多様な人々が働き・訪れ、そして滞在する、地域活力のあるまち、そして大規模な広場を中心とした交流拠点の形成であったり、交流・学び・祭礼などの地域文化の継承、歩いて楽しい歩行者空間の形成、安全安心で環境に配慮したまちづくりなど、六つの目標を掲げております。

次、3ページ目でございます。続いて、ここから提案の概要についてご説明いたします。

先ほど説明したまちづくりのガイドラインに基づいて、準備組合が検討、そして提案してきたものであり、計画区域は神田錦町二丁目及び三丁目の約2.5ヘクタールとなっております。

南地区と、そして北地区で構成されており、計画では、南地区において事務所、店舗、宿泊施設、文化交流施設、そして高等学校や駐車場などを導入する、高さ約180メートルの複合建築物を整備するとともに、北地区においては、公共公益施設等を配置する計画となっております。

工事の期間は、2029年度から2036年度までを現時点では想定しているところで

す。
続いて、4ページ目になります。

加えて今回は、市街地再開発事業の提案というものに加えて、本計画では、都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区の活用が提案されております。都市再生特別地区というのが、都市再生緊急整備地域において、地域の課題の解決だったり、公共的な提案を行うことを前提として、用途や容積率等を一体的に定めることができる都市計画の制度となっております。

本地区では、こちらに記載の三つの柱、一つ目が、拠点と連携した周辺市街地におけるウォークラブルなまちづくりと活力・賑わいを創出する都市機能の導入、二つ目が、日本橋川の水辺環境を向上させる都市基盤の整備、そして三つ目が、環境負荷低減と防災対応力強化、こういった3本の柱に関して、先進的な取組、そして地域の貢献となるような取組を行っていくということを提案しているところで

す。
続いて、5ページ目です。こちらが準備組合から提案された第一種市街地再開発事業の素案概要についてです。

先ほどの3ページ目の説明と重複するところもございますが、先ほども申し上げたとおり、本事業、約2.5ヘクタールを対象とする第一種の市街地再開発事業として提案されているものであって、南と北の二つの地区で構成されており、南には先ほど申し上げたような複合施設を整備し、北地区では公共公益施設を導入するということが計画されています。

そして、建物の整備に合わせて、広場であったり歩行者空間の整備を行って、周辺の市街地と連携した、歩行者ネットワークの形成というものを図る計画となっています。あわせて、区道の第495号の拡幅など、公共施設の再編も提案されています。

本ページでお示ししている内容というのは、あくまで現時点で準備組合から提案されて

いる素案であって、今後の都市計画の手続の中で協議が進められていくものとなっています。

続いて、6ページ目です。

先ほどの市街地再開発事業や都市再生特別地区の提案に伴って、現在定められている神田錦町南部地区の地区計画についても、変更を行う予定としております。

変更後の地区計画では、まちづくりのガイドラインで掲げた将来像であったり、六つの目標を地区計画の目標として位置づけるとともに、新たに設定するD地区——D地区というのが先ほどの再開発の区域になりますけども、D地区において、大規模な広場整備であったり、歩行者通路の整備、周辺道路の拡幅などを位置づける内容となっております。

最後、7ページ目です。

こちら、ガイドラインのときにも説明申しましたが、地区内における区有施設として、ちよだプラットフォームスクウェアがございます。本施設においては、築年数が40年、約40年を超えていることから、再開発事業への参画を見据えて、今後、区としては検討を行っていくところです。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日の委員会でご報告後、7月14日の都市計画審議会にて本件、報告を行いまして、7月下旬以降に、地区計画の素案に関する説明会を開催するとともに、都市計画法第16条に基づく素案の公告、そして縦覧及び意見書の提出期間を設ける予定となっております。その後、地区計画、そして市街地再開発事業の都市計画の案について、意見を頂いたものを踏まえた案のほうを、都市計画法の第17条に基づく公告・縦覧及び意見提出を行った上で、11月の区の都市計画審議会で付議し、そこで審議を頂く予定としております。

ちょっと、このスケジュールというのがなかなか早いんですけども、これはなぜかというと、先ほど何回も、ちょっとすみません、今申し上げている都市再生特別地区というのが、これが都市再生特別措置法というものにに基づいているんですけども、こちらの法律において、事業者から提案がなされた場合には、6か月以内に迅速にその是非というのを判断するべしというふうになっておりまして、今回、6月25日に提案を受けているというところで、令和8年中の都市計画の決定、そして告示を目指すというスケジュールになっています。はい。区としては、今後、法的な手続を適切に進めるとともに、丁寧な説明に努めながら、この神田錦町の南部地区の将来像、ガイドラインで示しているような将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で神田錦町の南部地区のまちづくりについてのご報告を終わります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑がございましたら、頂きたいと思います。（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

はい、小林委員。

○小林委員 ちょっとボリュームが多いんで、考え方、考え、私の考えていることと、考え方をお聞きしたいんで質問しますが、来街者が少ない、にぎわいの連続性が不足しているということが課題になっていますけれども、今回の再開発で、ここで考えられるような、具体的な人を呼び込んでいくとか、現在と比べて、どのようなやっぱり姿にしていくのかというのが課題になると思うんです。特にこの地域って、すごく、神保町があり、大

手町があり、神田方面があり、回遊性を重要視する部分なんですけれども、この回遊性を高めるために、どのような仕組みをつくっているのかというのは、ちょっと読み取れていないんで、その辺どうなっているのか。

もう時間がないんで、全部言っちゃいます。あ、一つずつ。一つずつやりますか。（「あ、いいです」と呼ぶ者あり）時間が…。で、まあ、あとたくさんあるんですけど、ちょっと減らして。

これ、高さ180メートルって、これはやっぱり高さが悪いとかじゃなくて、建築物のビルの高さが180メートルというのは、神田地域では例外と言っていいくらい高い建物なんで、この高さについて、やはり最低限、景観・日照・風環境とか、地域への影響とかは慎重に評価していかなくちゃいけないと思うんで、この辺の——あと、これね、地域住民って、なかなか、これ、住んでいる、ここで商売をなさっている人とか、事業をなさっている人がいるんですけど、住民がここに住んでというのは、すごい少ないんで、その辺も、少ないからいいというもんじゃないんで、それに対するやっぱり理解を得ていかなくちゃいけないと思うんで、その辺について、どう認識されているか、準組でもされているかというのは一つの課題だと思うんで、一つです。

あと、ここで取り上げているちよだプラットフォームスクウェア、これについては、先ほど、もう40年来ここでやってきた事業者ですけれども、再開発への参画というのは、まだ検討中だと思うんですけど、ここの動きって、かなり大切になると思うんで、その再開発後、このプラットフォームの機能がどうなるのか。継承されていくのか、されていないか、今、これは考慮していると思うんですけど、もう、ここに、それから今入っている事業者や利用者への影響等も、どのように対応していくのかなというのは、考え方が今決まっていれば教えていただきたい。

あと、決定的なのは、今回ので一番重要な再開発の中では、180メートルという建物の高さは、それはあまり問題ではなくはないんですけど、解決できる話だと思うんですけど、約61.5%の指定容積率が約1,130%に緩和されているんで、この大幅に緩和された容積率を、この緩和を認めているんだから、この認めている以上、それに見合う公共貢献というのを、千代田区としてどういうふうに捉えて考えているのかというのは、これは確保、どういうふうに確保していくのかとか、確保されているのかというのは課題としてあるんで、この辺の考え方は少し示していただきたいと思います。

○吉田地域まちづくり課長 はい。ありがとうございます。

まず一つ目の、人をどうやって呼び込んでいくのかというところなんですけども、資料で言うと、すみません、具体的にぱっと分かるようなものがないかもしれないんですが、4枚目ですかね、都市再生特別地区の活用というところで、こちらに先ほど3本の柱があるというふうに申し上げたんですけども、この中で言うと一つ目、拠点と連携した周辺市街地におけるウォーカブルなまちづくりと活力・賑わいを創出する都市機能の導入というところで、真ん中のところに高いビルが建って、それで終わりというわけではなくて、こちらは、その拠点というところ、広場であったりとか、それと建物の中に南北の断面イメージというのがありますが、低層のほうに文化交流施設であったりとか、そういったものが入ってくるわけなんですけども、そういったところを核として、滞在ができたりとか、人が集まるような空間をつくっていく。そして、この事業、特区の中で提案されているこ

ととして、この真ん中の再開発の区域だけではなくて、周辺の東西の街区においても、リノベーションであったり、アフォードブルな住宅の整備だったり、そういったまちの活力・賑わいを創出するような都市機能をつくっていく、あとは歩きやすさというところでは、にぎわいにも関係するところですけども、無電柱化なども進めていくということがありますので、そういった面においては、先ほど、最初のほうのご質問、どうやって人を呼び込むのかとか、回遊性を高めるというのが、こちらのほうで対応していくと。で、高さ180メートルというところで、地域への影響を配慮すべきというところ、ごもっともだと思います。ガイドラインのパブリックコメントを行ったときにも、そういったご質問はあったところなんですけども、こちらに関しては、準備組合のほうでしっかりと関係機関とも協議をしつつ、あと、地元への説明というのも丁寧に行って、風環境であったり、あとは日陰・日照の関係だったりとか、そういったところに関しては、しっかりと、あまり大きな影響がないように、配慮していくというふうには聞いているところです。はい。

あと、住民のこう、そんなに数が多くないかもしれないけど、理解を得ているかというところでは、この1ページ目の経緯のところですが、ここは2016年に準備組合を設立してから、オープンハウスをやったり、4回勉強会をやったりとかしている中で、アンケートを準備組合のほうで取っているというふうには聞いています。その中では、肯定的な意見が約8割ほどあったと。そういったふうには聞いておりますので、理解というのは一定程度得ているというふうに我々も認識しております。

ちよだプラットフォームスクウェアに関しては、老朽化もあり、区域内に入っており、再開発への参画を、検討を行っていくというところで、ちょっとここの扱いに関しては、我々の部では所掌していないというところもあります。で、補償に関しては、そこはしっかりと、要はちよだプラットフォームスクウェアから貸しているような方々というののもいると思いますので、そこは準備組合がしっかりと対応するというところで、こちらとしても指導をしていくところでございます。

最後、容積率の話で、1,300というのが南のほうの街区の容積率になると思います。3ページ目ですかね。全体としては1,130、こども、1,130というのも高いところではあると思うんですけども、こちら、4ページ目で説明した都市再生特別地区によるものとなっていて、ここの容積率をどう評価しているかというのが、実は区ではなくて東京都になってくるところなんですけれども、もちろん、地域への貢献という意味で、千代田区としても、こちらの内容、説明を受けておりますので、そういった貢献内容、広場整備であったり、本当に、さっきの4ページの柱に書いてあるような、例えば広場の整備もあるし、無電柱化とかもありますし、全面的な環境負荷の低減であったり、都心部に緑を創出する、あとは災害があった場合の避難場所になるような、これは屋内・屋外もありますけれども、そういったことも、広場を作るというところがございまして、はい、そこはしっかりと貢献内容というのが担保されるように、我々としても、ちゃんと指導をしていくというところでございます。

以上です。

○小林委員 ありがとうございます。先ほどの中で、ウォークブル、要するに地域というところで、これは前も1回指摘したと思うんですけど、広場をつくるというのは、いや、貢献の中で当たり前なんだけど、どうやって歩道と連携していくかという、歩道と広場を

どうつないでいくかというところの視点を入れていかないといけない。なぜかという、これ、この立地って、すごくいい場所で、前は、これ、神田、あ、いや、日本橋川です、この日本橋川のところって、前からご報告があるように、今、非常に、あんまり活用されていないんですよね。で、なおかつ、あんまり活用されていないだけかという、どちらかというプラスではない部分もあるんで、ここをやっぱり生まれ変わらせるのが、この再開発の今回の最大の僕はメリットの部分だと思っているんで、自分の中だけでやろうとしないで、この広場、歩道、歩道も、普通の歩道ではないような歩道づけを取っていく。これは千代田区と一緒にやらなくちゃいけないところなんで、その辺は、千代田区としてもいろいろな提案を出していったり、意見を取っていくべきだと。それが要するに来街者を引き込む魅力の一つにもなると思うんで、その辺は考慮していただけないかなというのが一つ。

それと、もう一つが、これの、ここの一番やっぱりこの先なんですよ。2029年からなんで、これ、世の中が、これはまたすごく動いちゃって、29年からスタートするんだけど、これはやっぱり30年以内に、20年以内か——に、かなりの高いパーセンテージで首都直下型地震が来るということがずっと言われ続けて、長いスパンでの再開発というのは、非常に、ある意味ではリスクな部分があるんで、これに対する防災都市というかな、防災に対する考え方をいま一つ加味していかないと、この再開発自体の中に、防災の視点を今までと同じような考え方ではなく、新しい防災としての視点をいかないと、再開発自体も途中でストップしてしまったら困るんで、これは頭に、そういう、ある意味では地震が来るという想定の下で再開発を進めていただかないと、この広範な部分、すごく投資もたくさん入る部分、すごく長い部分というところで、重要な僕はもうセグメントになると思っているんで、この防災に対する考え方、要するに改めて立てていただけないかなと思う次第なんで、その辺のご見解をお願いしたい。

○吉田地域まちづくり課長 はい。ありがとうございます。

まず、一つ目のウォーカブルな歩道も含めてというところの考え方になるんですけども、まず、この地域の課題というところで、滞在できるところが、滞留できるところが少ない、そういったところで、まず広場が、憩うためにも、滞在するためにも、そして活動するためにも大事ですよ。ウォーカブルなまちづくりをする上で、実は回遊性が高いだけではあまり効果がなくて、やっぱり休む、ある種、拠点的なものがないと、人って、ずっと歩き続けることができないので、そういった意味で、広場というのは、にぎわいを出しつつ回遊性を高める取組としても有効であると。で、そして、あと回遊性を高めるために道路、しつらえとかも、それはあるんですけども、どちらかというと、どちらかというと、というか、比較すると、対象でもないんですが、やっぱりアイレベルというか、目線でどういうものが見えるかというのが、多分、歩いて楽しいとか、そういった場所に行きたくなるというところで、重要な要素だと考えています。で、先ほちょっとお話ししましたが、リノベーションとか、そういったことを進めていく中で、この地区では、これも準備組合が今主体となって、駐車場の地域ルールなどの策定を今しているところです。それができるように、駐車場地域ルールができて、1階部分の駐車場というのを減らしたりとか、あとは画地することができれば、その部分ににぎわいが生まれるような、まあ、分かりやすいところと言うと、コミュニティスペースだったりとか、あとは、そういうカフ

エとかでもいいんですけど、そういったものが、再開発のできる、高い建物ができるところだけじゃなくて、東西の街区の中に生まれて、そこが広場とつながる、そういったようなまちになっていけば、よりウォーカブルで、来たくなる、来街者が来たくなるようなまちになっていくのかなというふうに、こちらとしては認識しているところです。

二つ目が、直下地震、南トラとか、そういった話がある中で、防災に関する考え方というところで、もちろん、これ、工事が2029から2036というところで、段階的に、まず南をやってから、次、北をやるというふうな動きではあるんですけども、確かに、その際にも、地震が来るという可能性はもちろん考えられると。で、その際にどうしていくかというところは、やはりしっかりと我々としても、準備組合、そして——準備組合じゃないか、その段階になると、もう組合になっていると思いますけれども、工事をしていくというところで、安全性の確保とか、そういったところでは、指導していくというのは必要があるというふうに認識していますし、そこは組合においても対応する、していくことであろうというふうには認識しています。で、やはりどちらかというところ、この建物というところが、今後、再開発できる建物というところが、防災の面でもかなり評価できる部分がございます、広場も含めると、約——少々お待ちください——1,200人ぐらい入れるような空間もできますし、災害時の支援機能、情報通信の施設であったり、防災の備蓄倉庫、非常用電源、そういったことも、このビルの中に入ってくるということもございますので、今後、いつ起こるか、起きないのかというのは、分かりませんけれども、備えとして、この再開発、広くこの地域の防災力向上というところに貢献するというのは、区としても期待しているところでございます。

以上です。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと4ページを見ていただけますか。4ページの建物が建っているところの右側に、日本橋川がありますよね。首都高があって。そのところに歩行者空間ってありますでしょう。ここのことを言っているんですよ。ここの歩行者空間と広場の間、ここの要するに取り入れていく。日本橋川までつなげるような要するに使い方。これは千代田区でしょう、この部分って。せっかくここの広場ができて、ここで終わっちゃって、ここのところが空洞になっちゃって、歩行者空間がありますよ、日本橋川ですよというつくりがすごくもったいないんで、ここの部分というのは、これは千代田区やる部分なんですね。再開発と一緒に。一緒に再開発が進むと。この部分のところを、今は全然利用されてなくて、反対にプラスとは言えない部分が多いんですね。だから、この部分を生まれ変わらせて、ここをうまく使って、この再開発に、歩道として、で、もちろん歩道も新しい考え方の歩道としてつなげていくという考えのほうは私はいいいと思っているんで、その辺の、先ほど言ったんですけども、ご理解いただいていたのかなと思っているんで、もう一度質問します。

○吉田地域まちづくり課長 はい。すみません。ちょっと、見ているところが違いまして、その日本橋川の4ページで言うと、この2-（1）という、矢印が、吹き出しがついているところの部分ですよ。日本橋川の緑道というところで。はい。こちら、この再開発の目玉の貢献として、こちらは都道、補助96号線となっておりますけれども、ここの空間に関しては、日本橋川の親水と併せて、親水空間も併せて、緑と豊かな歩行者空間と

して整備していく、そういったことを、今、準備組合のほうで検討しており、そこが評価を、容積の評価とかも受けているんじゃないかというところがあります。そういったところ、しっかりと区としても、都道にはなってしまうんですけども、こちらは東京都の都市整備局において、今、先ほどもウォークアブルというお話が出ましたけれども、もう道路って車だけのものでもないよねというところで、もう整備が終わっているところを優先的に、歩行者に対してもいい空間にしていきますよという、「ストリート＋（プラス）」という施策がありまして、そのリーディング路線としても、区内では選ばれている路線になりますので、そういったところは、都道というところはあるんですけども、再開発の事業者側とも、東京都とも連携して、緑と水のネットワークを形成するようなところと、あと、にぎわいを生み出すような空間にしていくというところでは、区としても協力していきたいというふうには考えておるところです。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 川の近くで開発するときに、必ず区の方が言うのが、親水性とか水辺環境の向上とかおっしゃるんですけど、今の4ページのところ、3本柱の真ん中、水辺環境を向上させるというのは、どのように向上させるんでしょう。

○吉田地域まちづくり課長 先ほど申し上げたこととちょっと重複しちゃうんですけども、たかや委員からも、今、あんまり、ここの道路はあるものの通っているような人が、2－（1）のところというのはいないよというお話だったと思うんですけど、実際、そういうことだと思うんですね。今、魅力が、こう、川に近いというところもありながら、そこを別に滞在するような空間としては認識はしていない。だから、その空間を、しつらえ、歩道としても広くして取っていったりとか、ちょっと公園のような、緑道のようなイメージですかね、道路なんですけれども、緑道のようなイメージで再生していくというところを検討している、準備組合のほうで、今、検討しているところです。

○岩田委員 すみません、僕がちょっと勘違いしていましたね。これは（1）、（2）で、（2）で川の汚濁負荷軽減に寄与する取組と書いてあったんで、それとリンクしているのかなと思ったんですね。つまり、川の汚濁負荷軽減というのは、具体的にどういうことをやるんでしょう。ごめんなさい。私の聞き方が悪かったです。

○吉田地域まちづくり課長 川の汚濁負荷軽減の取組として、こちらも東京都の下水道局さんが今よく取り組んでいてくれていることなんですけれども、雨水が大量に流れ込んでしまうと、今、下水道の水が、勢いがよく、川のほうに出てしまうと、そういった課題があるという中で、今回、そういった下水があまりあふれて出ていかないような貯留槽というのを、貯留槽というのをですね、下水道局さんのほうで、今、千代田のほう、千代田区というか、東京都全域で、全域じゃないですけど、日本橋川とかに絞ってつくっているというところがございます。で、その貯留槽というのを作るに当たって、こう、立坑って、上からどんどん工事をしていっていかなきゃいけないというところで、その実は用地というところを、すみません、2－（2）というのが、広場のところに今4ページだと線が出ていると思うんですけども、要は、そういう工事に協力して、その立坑を、下水道局さんの行う日本橋川の水質を向上させるような取組に対して、この再開発としても、こういう工事の場所であったりとか、その後も立坑は残るわけですから、そういったところを協

カしていくというのが、この（２）の内容となっております。

○岩田委員 水質向上というのは、どの程度向上するんでしょう。

○吉田地域まちづくり課長 水質に関しては、２－（２）に関して言うと、川の汚濁負荷の低減ということで、要は、実際に川自体の水質向上をこの事業で行うというよりは、水辺の環境が向上、ここの２の柱のところには、水辺環境を向上する取組として、１個目が、先ほど申し上げた補助第９６号線のほうの歩道をよりよく、緑のあるような、要はちょっと佇んでみたくなるような空間にしていくというのが、これが水辺の環境としての向上、親水空間としての向上で、先ほど申し上げた下水道局さんの取組への協力というのは、川の汚濁負荷の低減というところで、要は何もしないでいると、雨がたくさん降ったときに、雨水と、あと下水が混ざった水というのが川に流れてしまうと。それに対して、貯留槽を作ること、そういった混ざった水がなるべく川に入らないようにしようというところが、今回の再開発で行う貢献となっているので、どの程度、こう、低減するといったものというか、向上させるというものではなくて、汚濁負荷というのを低減させる、そういう取組になっています。すみません、分かりづらくて。

○桜井委員長 はい。

あ、まだありますか。岩田委員。

○岩田委員 すみません。今の１個前の答弁で、水質向上とおっしゃったんで、おっしゃったんで、どういうふうに向かうのかなと思ったんです。でも、そうじゃなくて、軽減するだけであって、向上まではしない。ちょっとすみません、意地悪な質問だなとは思ってんですけど、何でもかという、大手町のほうで、三菱さんだったかな、大きなビルを建てたときに、お濠の水をくみ上げて、何かろ過して、それを戻す。だから、少しこう、お濠の水がきれいになるんですよなんていうようなことを結構言っていた。そのときに、ちょっともう、今、ちょっと逮捕されていなくなっちゃった議員の方が、会社の方とお話をしているのをちょっと近くで聞いていたら、その元議員の方が、「これって、どれくらいきれいになるの？」と言ったら、「いや、すみません、実はくみ上げてきれいにした水を出す、出して、お濠の水がきれいになる程度よりも、汚くなる程度のほうが速いんです、だから、結局はきれいにはならないんです」って、「何だよ、そんなことかよ」なんていうふうにおっしゃっていたのを聞いたんで、これ、もう、きれいになるのかなと思ったんですね。で、そういうのを、こういう水がきれいにならないと、人は寄ってこないんじゃないかなと思ったんで、どうなのかなと思ったんです。そういうのも同時にやるべきじゃないかなとは思うんですね。でも、難しいのは分かっています。川とかをね、きれいにするには、区だけじゃできないですし、ねえ、東京都とか、うん、まあ、場合によっては国とかと、いろいろやらなきゃならないんで、（発言する者あり）そうそう簡単にきれいにならないのは分かっているんですけども、そういうのもちょっと考えながらやっていただければなと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

○吉田地域まちづくり課長 すみません。私のほうの答弁で、もし水質の向上と言っていたら、ちょっとそこは、ちょっと誤解させるような言い方で申し訳ありませんでした。

で、そうですね、先ほど下水道の取組に関しては申し上げたとおり、ちょっとここは、水質の向上というよりかは、より負荷がかからない、より汚くならないように、でも、そういった取組を各地でやっていくということが、そもそも、じゃあ、まずきれいにする前

に汚くならないというところをやっていくと。で、その後、その後というか、同時並行ですけど、これはまあ、正直、主に東京都の下水道局さんでやることですが、じゃあ、根本的に上流のほうから水質を改善していくのはどうやっていきたいと思いますかというのは、そこは下水道局さんで頑張っているところだと思いますので、その取組の一助として、この再開発においては、こういう貯留槽を整備することで、より、ここに関しては汚くならないようにという取組をしていくということになっていきますので、はい、よろしくお願いします。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、報告事項は全て終了いたします。

次に、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 なし。はい。

執行機関から何かございますか。

○齋藤景観・都市計画課長 それでは、都市計画審議会の開催について、ちょっと口頭報告させていただきます。

今年度第1回の都市計画審議会、7月14日火曜日に開催いたします。

議題は、審議案件2件、報告案件2件でございます。審議案件につきましては、1件目が和泉公園の変更に関する事、2件目が、その関連で、中高層階住居専用地区の変更となります。

で、2件目の、あ、報告事項でございますけど、1件目が、先ほどありました神田錦町南部地区のまちづくりについて、2件目が二番町地区のまちづくりについてです。

以上でございます。

○桜井委員長 はい、ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。お疲れさまでございました。以上をもちまして、環境まちづくり委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時29分閉会